

はっぴいばらん

知立市障害者計画・障害福祉計画

平成19年3月

知立市

計画の策定にあたって



知立市の将来像に、輝くまちみんなの知立を掲げ、「やさしいまち」の実現にむけて、総合計画を平成15年に策定しました。

本市の障害者福祉施策においても「やさしいまち」をキーワードとし、毎日の暮らしの中で、障害のある人もない人もお互いに支え合い、心の豊かさと幸せが実感できる知立市を市民の皆様と創りあげていきたいと思えます。

国の障害者施策では平成18年4月 1 日から、障害者自立支援法が施行され、従来の支援費制度での対象者に精神障害者を加え、障害の種別に関わらず障害のある人が必要とするサービスを利用できるように仕組みを一元化したものであり、障害のある人が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、支援を行おうとするものです。

本市では障害のあるないに関わらず、誰もが住み慣れたこの地で、安心して暮らせることを願い、新しい知立市障害者計画の運用を図っていききたいと思えます。

これから市民の皆様と共に創り上あげていく歩みの中で、知立市障害者計画(はっぴいぷらん)が道標となることを心から祈念いたします

最後に、本計画の策定にあたりご提言をいただき、多大なるご協力をいただきました関係者の皆様に心よりお礼申し上げます。

平成19年3月

知立市長 本多 正幸

目次

I 部 序論（趣旨・背景編）

第1章 はじめに	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の背景	1
第3節 見直しの視点	3
1 現行計画の見直し	3
2 障害者の自立と社会参加の促進	3
3 障害者の増加など社会的諸条件の変化	4

II 部 基本構想（理念と目標編）

第1章 計画の位置付け	5
第2章 計画の期間	6
第3章 基本理念	7
第1節 計画の理念	7
第2節 基本目標	8
第4章 基本フレーム	10
第1節 推計方法	10
第2節 総人口	10
第3節 障害者	11
第5章 障害者に関わる基本的な現状	13
第1節 人口	13
1 総人口と年齢構成	13
第2節 身体障害者手帳の交付状況	14
第3節 療育手帳の交付状況	15
第4節 精神障害者保健福祉手帳の交付状況	15
第5節 特定疾患医療費の受給者数	16
第6章 アンケート調査結果	17
第7章 障害者団体等ヒアリングに基づく各種の意見	25

III 部 基本計画（取組み編）

第1章 障害者の暮らしを支えるゆたかな地域をつくる	27
第1節 暮らしを支える福祉サービスの提供	27
1 相談体制の充実	27
2 障害者自立支援法に基づくサービス	29
3 その他のサービス	33
4 健康づくり	34
5 権利擁護施策の推進	36
第2節 社会参加を支えるまちづくり	37
1 人にやさしい街づくりの推進と移動の確保	37
2 住まいの整備	39

3 安全の確保	40
第2章 障害者の自立を支援するあたたかい地域をつくる	42
第1節 「生きがい」のもてる地域づくり	42
1 福祉的就労の場の充実と雇用の促進	42
2 社会参加機会の充実	44
第2節 学び育てる場の充実	46
1 早期発見・早期療育の充実	46
2 障害児教育の充実	50
第3節 伝え・育てる仕組みづくり	53
1 当事者組織の活性化	53
2 障害に対する理解の促進と福祉に関する教育の推進	54
3 市民福祉活動の推進	56
4 コミュニケーション支援（情報の積極的交換、コミュニケーション手段の支援）	58
IV部 計画における数値目標	
第1章 計画期間の数値目標	59
第2章 サービス見込み量確保の為の方策	60
第3章 障害者自立支援法におけるサービス内容と区分	61
V部 計画の推進	
計画の推進	65
VI部 資料篇	
その1 策定委員会	67
その2 策定の経過	68
その3 用語集	69

I部 序論（趣旨・背景編）

第1章 はじめに

第1節 計画の目的

この計画は、障害のある市民が住みなれた地域で健康に、そして安心して暮らせるための条件を整えて、自立した生活ができる地域社会の創造を目指しています。

また、障害者本人だけでなく家族にも必要な支援を行うことや、障害者福祉の分野だけでなく、保健、医療、労働、学校教育をはじめとする総合的・継続的なサービスを提供することができる仕組みづくりを目指しています。

第2節 計画の背景

昭和56年（1981年）の国際障害者年以降、わが国においてはノーマライゼーションの考え方に基づく取り組みが行われてきました。この考え方を整理すると次の3点に要約できます。

- ① 全ての障害者の自立に向けた生活支援
- ② 全ての障害者の社会参加
- ③ 障害者の権利擁護・差別の撤廃

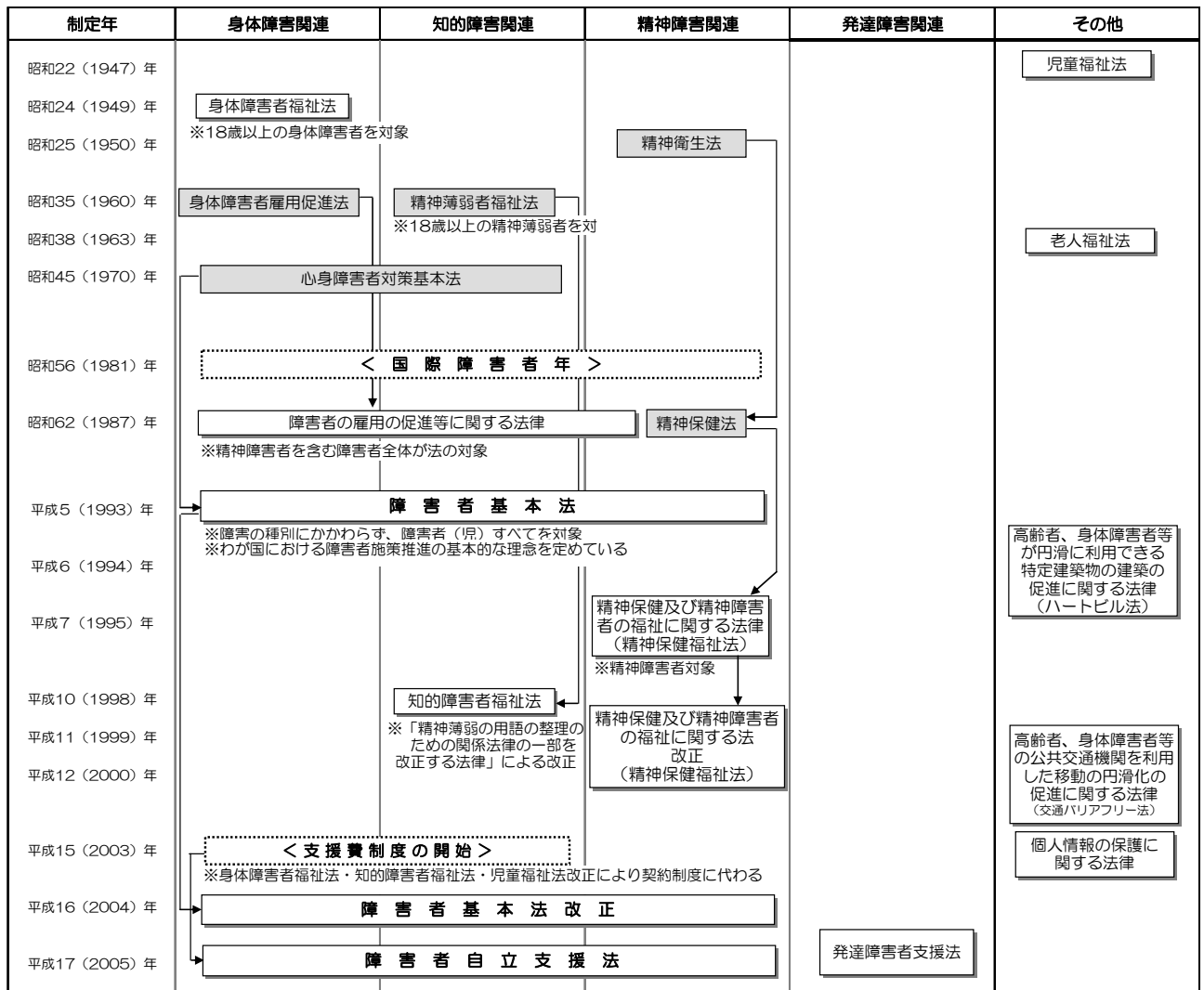
本市では、目標を達成するため、平成10年に「知立市障害者基本計画」を策定（平成16年に見直し）し、障害者施策の総合的な推進を図ってきましたが、現実にはノーマライゼーションの取り組みは遅々として進んでおらず、社会参加の基本である就労機会さえ十分に得られない状況にあり、施策の充実が求められていました。

また、国では施設や病院にいる障害者が本来の生活の場である地域で暮らすことができるよう取り組みを進めていますが、今後、地域で障害者の暮らしを支えていくためには、さらに障害者福祉施策の充実が求められています。

平成17年10月に成立した「障害者自立支援法」は、障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害・知的障害・精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち遅れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて、地域間で大きな格差のあるサービス水準の均衡を図ることを目的としています。

本計画は、全ての障害者が生まれ育った地域で暮らすことができるよう、現行の「障害者基本計画 はっぴいぷらん」の見直しを行うとともに、「障害者自立支援法」及び「発達障害者支援法」への対応を行ったものです。

（参考）障害者福祉に関わる法制度整備の流れ



昭和56年の「国際障害者年」を契機とし、障害者福祉施策は、着実に進展を遂げてきました。平成16年度には、「障害者基本法」について、法の基本的理念等に「障害を理由とする差別の禁止」を明記する等の改正が行われ、平成17年4月には、従来の身体、知的、精神という3障害の枠組みでは的確な支援が難しかった発達障害者に対して、その定義を明らかにするとともに、保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野を越えて一体的な支援を行う体制整備を図るため、「発達障害者支援法」が施行されました。平成17年6月には、障害者の社会参加を促進するため、精神障害者に対する雇用対策の強化、在宅就業障害者に対する支援、障害者福祉施策との有機的な連携による就業支援等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成18年4月から全面施行されることとなりました。平成17年10月には、身体障害、知的障害、精神障害と障害の種別ごとにサービス提供の仕組みが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設するとともに、利用者負担の見直しや国の財政責任の明確化を通じて制度の安定化を目指す「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月から一部施行されることとなりました。さらに、平成18年2月には、平成17年7月に公表された「ユニバーサルデザイン政策大綱」等を踏まえ、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するための、基本方針が示されました。また旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定等を内容とする「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が平成18年6月に施行されました。

見直しの視点

1 現行計画の見直し

現行の「知立市障害者基本計画」は、平成10年度から19年度を計画期間として平成9年度に策定され平成19年度で計画期間が終了します。

障害者計画は、障害者の福祉等に関わる総合的な計画であり、新たな計画の策定を行いました。

2 障害者の自立と社会参加の促進

1) 障害者の地域での暮らしをサポート ●

障害者が住みなれた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、障害者自立支援法が制定されました。しかし、この法律だけでは不十分な面も残されており、これらを地域全体で補いつつ障害者の生活を支えていくための計画づくりを推進します。

2) 障害者差別の撤廃や権利の擁護 ●

これまで障害者は、養護学校や障害者施設など、障害ゆえに健常者とは異なる学校や暮らしの場を選択せざるを得ない状況にありました。このため、多くの健常者が障害者についての知識や理解を得る場が少なく、様々な差別が残されているのが実情です。

この様な問題は、より多くの障害者が地域で暮らし、健常者とともに地域生活を送ったり、障害者の置かれた実態や障害者の抱えた様々な問題について広く市民にPRし障害者についての理解を促進していくことで、徐々に解消されていくものであると考えられます。

この計画では、障害者に関するPRや理解の促進のための取り組みを推進します。

3) 分かりやすいサービス体系の実現 ●

障害者の暮らしを支えるためのサービスは、障害者基本法をはじめとする様々な法律に基づいて提供されています。そのため、サービスの体系が極めて複雑で、障害者本人や家族にとって、どのようなサービスを利用することができるのかわかりにくくなっていました。

「障害者自立支援法」の成立によって障害者サービスが一元化されたことにより、従来に比べ分かりやすくなっていますが、この計画は、分かりにくさを低減するため、全ての障害者施策を包括的に整理することを目標にしています。

4) いつまでも安心して利用できるサービス提供体制の実現 ●

平成15年4月から支援費制度が導入され、障害者の主体的なサービスの選択が可能になりました。しかし、財政支出が急増するなど、様々な不安要因も指摘されてきました。

「障害者自立支援法」では、増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し合う仕組みが導入されることで、このような不安を解消することが可能になりました。

本計画は、従来の「障害者基本計画」としての役割を果たすと同時に、障害者自立支援法に基づくサービス提供のための計画である「障害福祉計画」の役割をも果たす計画であり、障害者がいつまでも安心して利用できるサービス提供体制の実現を目指します。

5) 障害者が働きやすい地域づくり ●

生活や社会参加の基本となるのは、働いて収入を得ることです。しかし、障害者の就労の場については制約が多いのが現状であり、一挙に進めることも難しい分野です。

この計画では、障害者が少しでも働きやすくなるよう取り組みを検討すると同時に、授産所などについても今後の方向を明確にします。

3 障害者の増加など社会的諸条件の変化

現行計画が策定されて以降、成熟社会の到来、障害者の増加、人口の年齢構成の変化などの社会的諸条件の変化、平成の大合併を含む地方自治制度の改革、平成不況の終息などの経済的な環境の変化など、計画の前提となる諸環境が大幅に変化しています。

また、インターネットを含む情報技術が広く利用可能になったことなど、障害者サービスの提供方法にも大きな変化が見られます。

このような新たな社会・経済環境に対応した計画の見直しを行います。

II部 基本構想（理念と目標編）

第1章 計画の位置付け

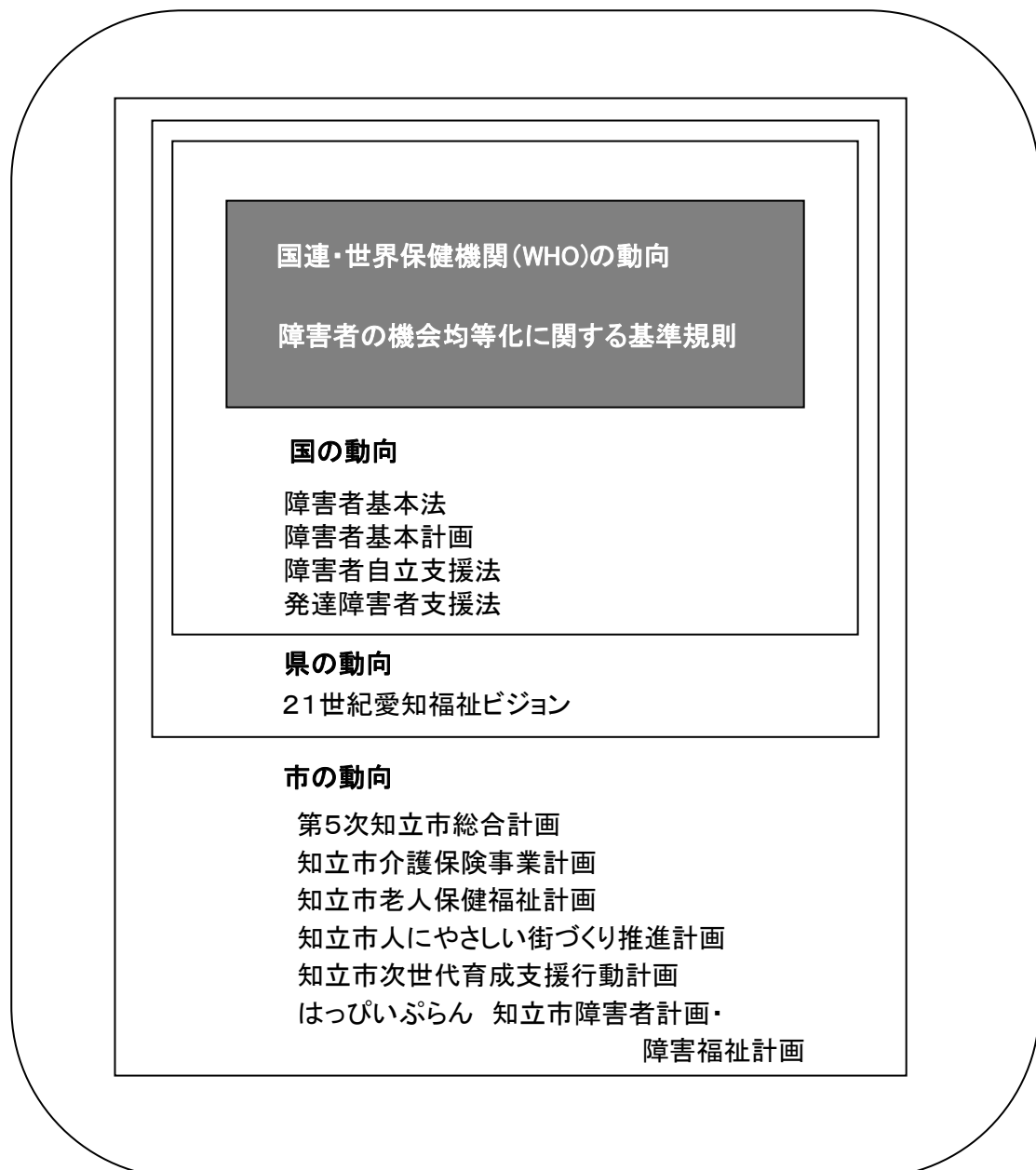
本計画は、国及び愛知県の障害者計画をふまえて作成されます。また、本市における各種のまちづくり計画や福祉関連計画とも整合性をとって作成されています。

本市では、市のまちづくりを総合的に推進するための計画として「第5次知立市総合計画」を平成15年度に策定しています。この計画は、「輝くまち みんなの知立」を将来像に掲げ、平成26年度を目標年度として包括的な施策のあり方について整理しています。

このうち、障害者福祉の分野については、「やさしいまち」の実現のため、「安心して暮らせるまち」の実現を目標としています。特に、「自立と社会参加をうながす地域づくり」を明確にして地域での生活や社会参加の促進のための取り組みを推進するとしています。

また、高齢者の保健福祉サービスに関わる総合的な計画として「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を策定しているほか、少子化に対応した子育てしやすい街づくりを推進するため、「知立市子どもプラン」を平成16年度に策定しています。

本計画は、これらの計画と次のような関係になります。



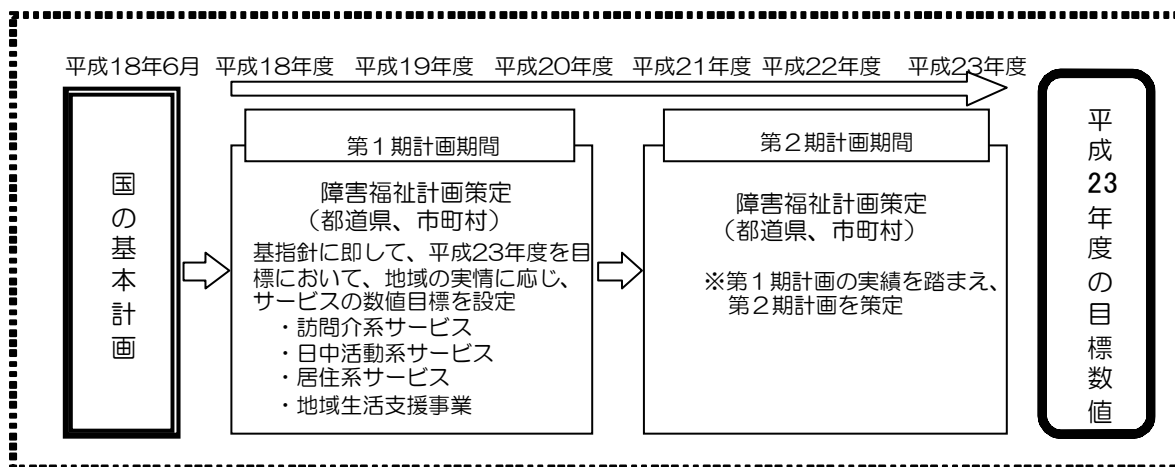
第2章 計画の期間

本計画は、平成18年度（2006年度）を初年度として、平成23年度（2011年度）を目標年度とする6カ年の計画とします。

また、計画内容については、計画期間中の社会情勢の変化や、国の障害保健福祉施策などを踏まえ、必要な見直しを行うこととします。

障害者計画					
第1期障害福祉計画			第2期障害福祉計画		
平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度

【障害福祉計画の計画期間】



第3章 基本理念

第1節 計画の理念

障害者の自立と社会参加を支援すること、これが本計画の最も重要な考え方です。

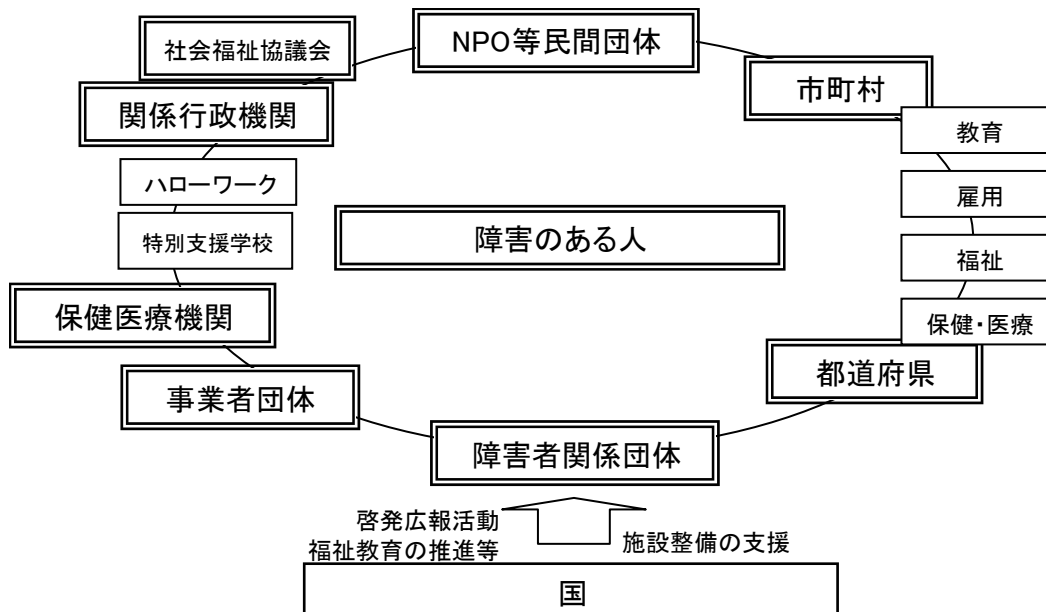
しかし、障害者の自立と社会参加を一挙に進めることは非常に難しいのが実情です。

障害者が利用できる道路、公共交通機関は、ごく一部です。手話で注文できるレストランもほとんどありません。障害者が参加することを想定した一般のスポーツクラブも皆無に等しい状況です。

理念と現実との大きな隔たりのなかで、障害者の自立と社会参加を支えていくためには、先ず、障害者の日常を支える地域での取り組みが不可欠であるといえます。

家族や地域のボランティア・市民活動の皆さんの理解を得て、一歩ずつ、着実に歩みを進めていく必要があります。

そこで、本計画においては、これまでの計画との連続性に配慮するとともに、障害者の自立・社会参加の支援という理念を掲げつつ、現実のなかで着実な歩みを進めるため、理念を次のように定めます。



支えあい、助け合いで一歩ずつ
 ～障害者の自立と社会参加を支えるために～

第2節 基本目標

計画の理念を実現するための基本目標として次の2つを掲げます。

○ 障害者の暮らしを支えるゆたかな地域づくり

障害者の自立と社会参加を支えるため、各種サービスの充実に取り組みます。

障害者自立支援法に基づく法定サービス及び本市が実施する地域生活支援事業により、障害者への生活支援を充実させるとともに、人にやさしい街づくりの推進や住まいの確保等により、障害者が安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。また、保健・医療サービスとの連携を強化するとともに、これらにより、障害者が安心して豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

○ 障害者の自立を支援するあたたかい地域づくり

障害者の自立と社会参加を実現していくためには、社会全体の基盤や仕組みなどの見直しが必要ですが、そのためには、長い時間が必要となります。

この様な過渡的な状況で障害者の自立と社会参加を促進するためには、障害者の家族や障害者を取り巻く地域の支援などが重要な役割を果たします。

そのためには、障害者に対する地域社会の理解を促進するなど、閉ざされがちな地域と障害者とのコミュニケーションを充実させ、これを通じてひとりでも多くの障害者を支える市民を育てていきます。

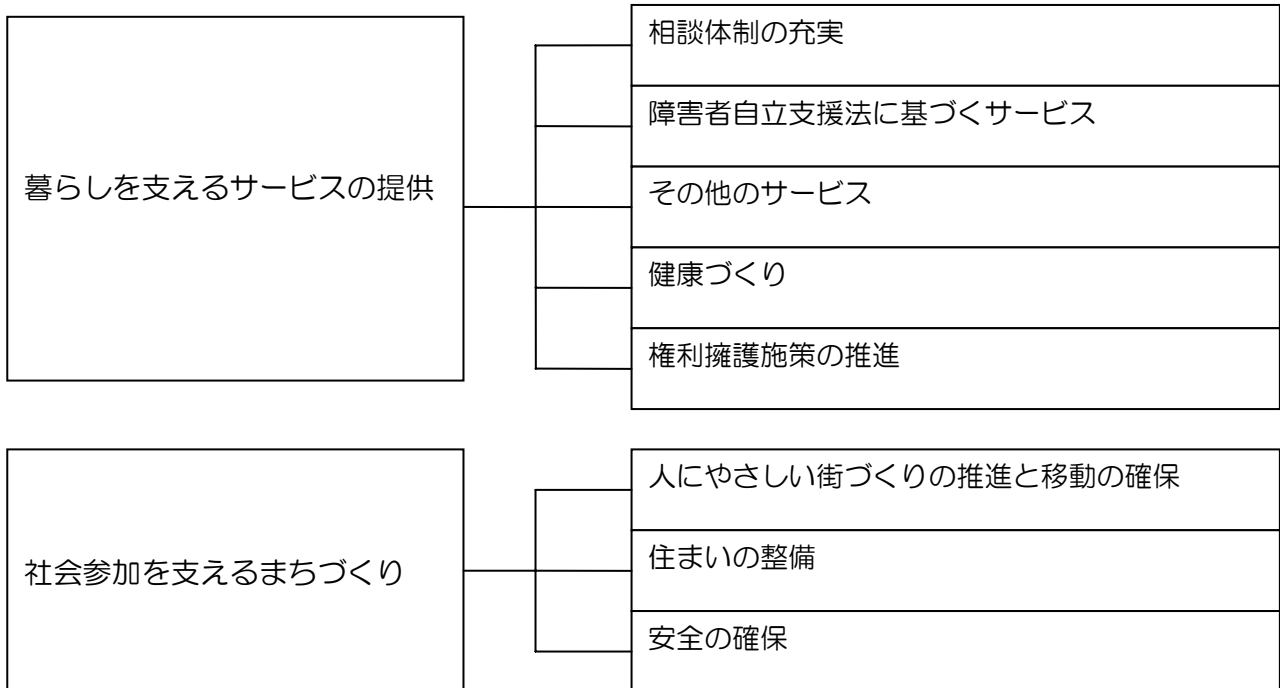
療育サービスの充実により、障害の早期発見の取り組みを推進します。また、学校教育においては、障害者に対する理解を促進するための教育の充実に併せて、障害者を地域の学校で受け入れるなど、障害者とのふれあいの機会を増やしていきます。

また、障害者の社会参加と生活自立のためには、就労の場が不可欠であり、一人でも多くの障害者が働けるよう環境の整備づくりを推進します。

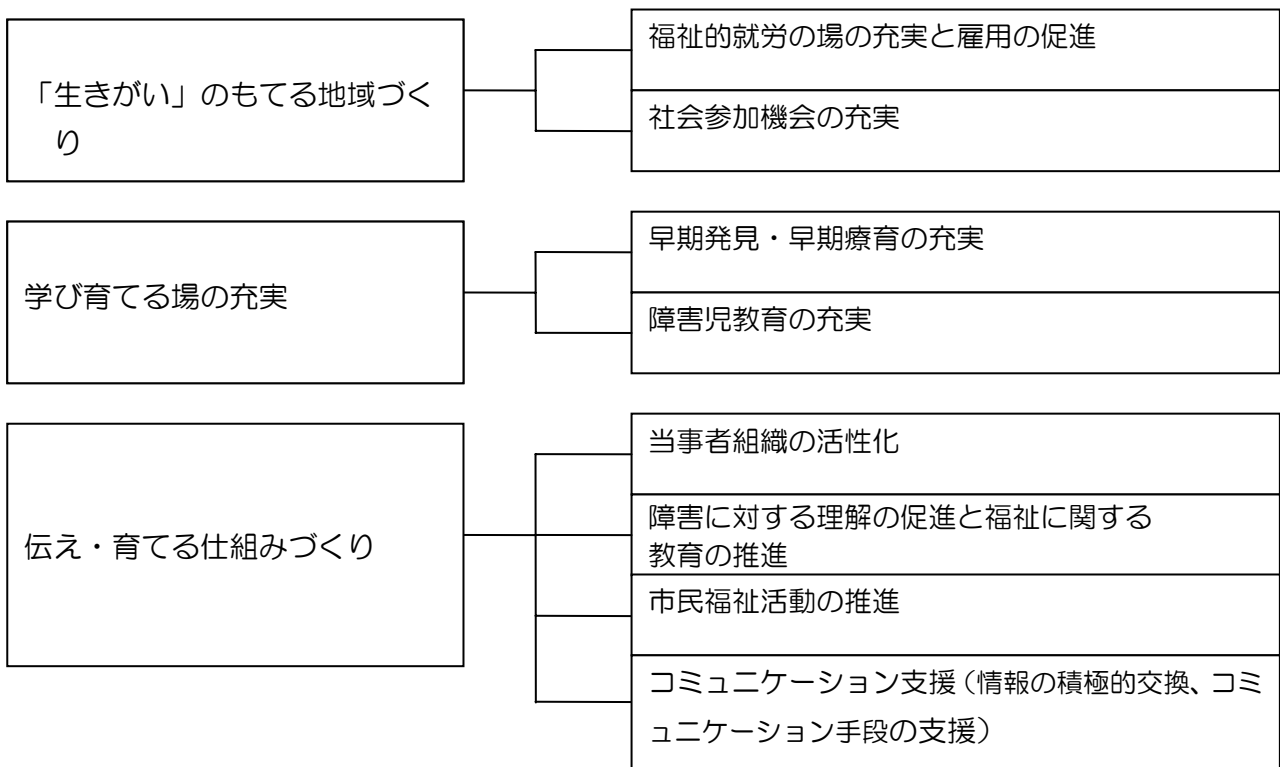
これら2つの基本目標に基づいた施策の体系を以下に示します。

施策の体系

障害者の暮らしを支えるゆたかな地域づくり



障害者の自立を支援するあたたかい地域づくり



第4章 基本フレーム

本市の今後の人口推移に基づいて、障害者数の推移を次のように推計しました。

第1節 推計方法

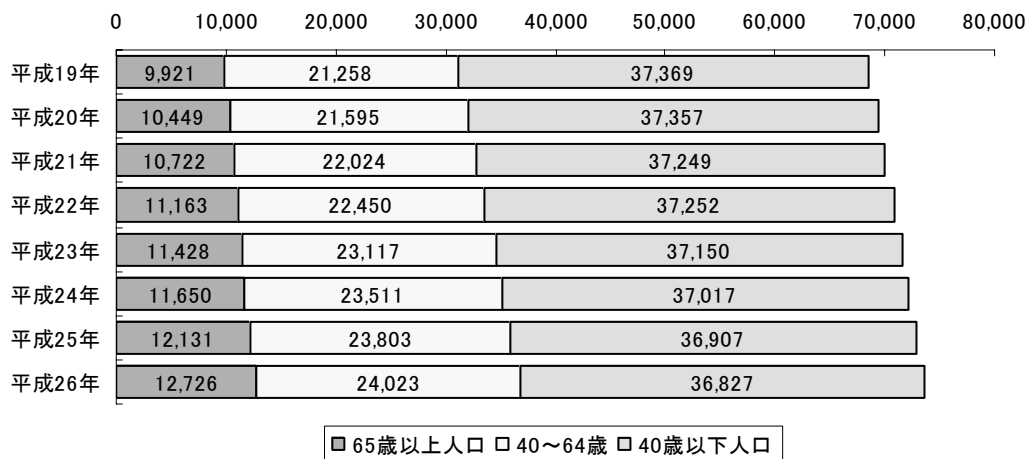
障害種別ごとに全人口に対する出現率を調査し、今後の出現率の変化を推計しました。この出現率を将来の推計人口に乗じて障害者数を算出しました。

第2節 総人口

（各年10月1日現在）

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	68,548人	69,401人	69,995人	70,865人	71,695人	72,178人	72,841人	73,576人
65歳以上人口	9,921	10,449	10,722	11,163	11,428	11,650	12,131	12,726
40～64歳人口	21,258	21,595	22,024	22,450	23,117	23,511	23,803	24,023
40歳以下人口	37,369	37,357	37,249	37,252	37,150	37,017	36,907	36,827

介護保険事業計画の推計

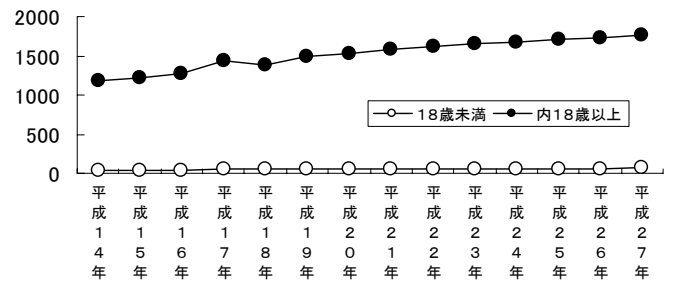


第3節 障害者

1. 身体障害者数の将来推移

（各年4月1日現在）

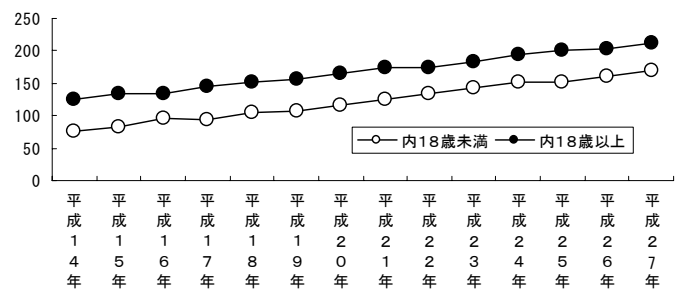
	18歳未満	18歳以上
平成14年	37人	1,177人
平成15年	39	1,214
平成16年	42	1,279
平成17年	52	1,441
平成18年	47	1,374
平成19年	54	1,490
平成20年	56	1,535
平成21年	58	1,577
平成22年	59	1,611
平成23年	60	1,647
平成24年	62	1,681
平成25年	62	1,703
平成26年	63	1,729
平成27年	64	1,755



2. 知的障害者数の将来推移

（各年4月1日現在）

	18歳未満	18歳以上
平成14年	77人	126人
平成15年	83	134
平成16年	95	135
平成17年	93	146
平成18年	104	151
平成19年	108	156
平成20年	117	165
平成21年	125	174
平成22年	133	175
平成23年	142	184
平成24年	151	194
平成25年	152	202
平成26年	160	204
平成27年	169	213



3. 精神障害者数の将来推移

○ 手帳交付状況に基づく推計

（各年4月1日現在）

	手帳交付者
平成14年	86人
平成15年	118
平成16年	141
平成17年	155
平成18年	172
平成19年	181
平成20年	204
平成21年	227
平成22年	249
平成23年	273
平成24年	295
平成25年	316
平成26年	337
平成27年	357

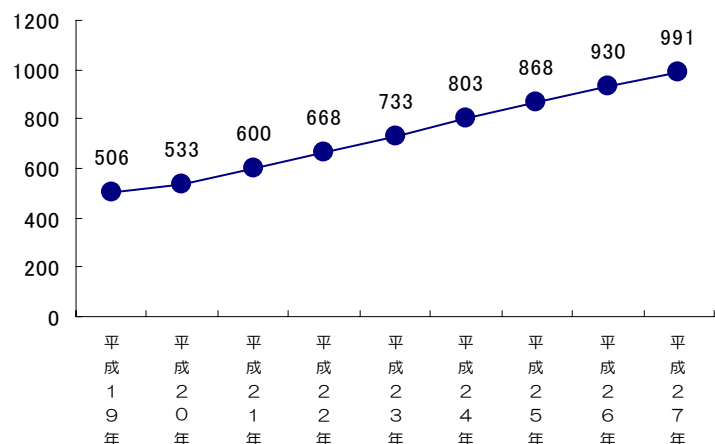
○ 通院者数による補正

精神障害者保健福祉手帳交付者は、平成18年で172人でしたが、通院者は506人あり、ここから手帳取得率は約34%であったと予測されます。

各種サービスの普及により、サービス利用意向が高まり、10年後の平成27年においてこの取得率が70%になるものとして上記の推計結果を補正すると以下ようになります。

（各年4月1日現在）

	精神障害者推計人数
平成19年	506人
平成20年	533
平成21年	600
平成22年	668
平成23年	733
平成24年	803
平成25年	868
平成26年	930
平成27年	991



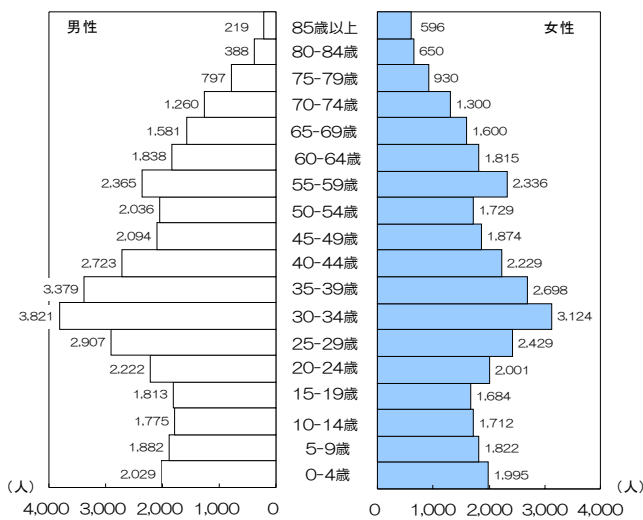
第5章 障害者に関わる基本的な現状

第1節 人口

1 総人口と年齢構成

本市の平成18年4月1日現在の住民基本台帳人口は、67,653人で、男性35,129人、女性32,524人です。平成に入ってから着実に増加を続けています。この人口増加傾向は、当面続くものと考えられます。また、年齢ピラミッドを見ると人口のピークが男女とも30～34歳にあります。

（各年4月1日現在）



年齢	男性	女性	計
0-4歳	2,029人	1,995人	4,024人
5-9歳	1,882	1,822	3,704
10-14歳	1,775	1,712	3,487
15-19歳	1,813	1,684	3,497
20-24歳	2,222	2,001	4,223
25-29歳	2,907	2,429	5,336
30-34歳	3,821	3,124	6,945
35-39歳	3,379	2,698	6,077
40-44歳	2,723	2,229	4,952
45-49歳	2,094	1,874	3,968
50-54歳	2,036	1,729	3,765
55-59歳	2,365	2,336	4,701
60-64歳	1,838	1,815	3,653
65-69歳	1,581	1,600	3,181
70-74歳	1,260	1,300	2,560
75-79歳	797	930	1,727
80-84歳	388	650	1,038
85歳以上	219	596	815
計	35,129	32,524	67,653

年齢階級別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）が最も多く、69.6%を占め、高齢者人口の割合は13.8%となっています。

平成17年国勢調査での全国の高齢者人口の割合は21.9%であり、これに比べると本市は、年齢構成としては若い地域であるといえます。

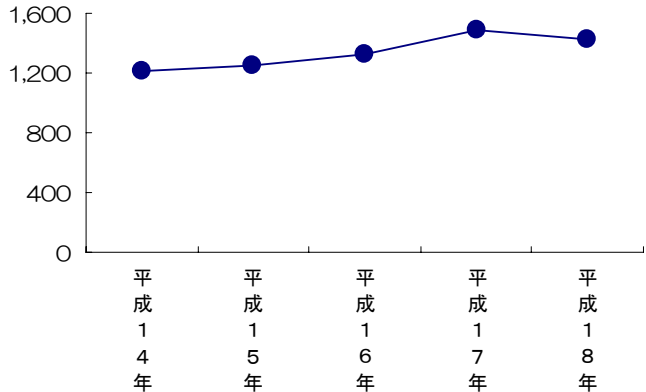
年齢区分	男性	女性	計	割合
年少人口	5,686人	5,529人	11,215人	16.60%
生産年齢人口	25,198	21,919	47,117	69.60
高齢者人口	4,245	5,076	9,321	13.80
計	35,129	32,524	67,653	100.00

第2節 身体障害者手帳の交付状況

本市における身体障害者手帳交付状況は下表の通りで、平成14年以降、増加の傾向にあります。また、18歳以上の割合が多くなっており、高齢になってからの障害者手帳の交付を受ける市民が増加していると考えられます。

(各年4月1日現在)

	18歳未満	18歳以上	計
平成14年	37人	1,177人	1,214人
平成15年	39	1,214	1,253
平成16年	42	1,279	1,321
平成17年	52	1,441	1,493
平成18年	47	1,374	1,421



平成18年の障害者手帳交付者の年齢別・障害種類別の構成を見ると、全体では、肢体不自由783人が最も多く、ついで内部障害417人となっています。

18歳未満においても、最も多い障害種別は肢体不自由です。

(4月1日現在) (単位：人)

年齢別	平成18年														合計
	18歳未満							18歳以上							
障害別 等級別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
視覚障害			1				1	31	27	7	8	6	2	81	82
聴覚・平衡機能障害		1	4			1	6	23	29	15	9		41	117	123
音声・言語・そしゃく機能障害							0			12	4			16	16
肢体不自由	6	11	14		2		33	126	157	189	150	97	31	750	783
内部障害	3		4				7	195	12	114	89			410	417
内訳	心臓	2		4			6	91	6	76	25			198	204
	腎臓						0	101		9	10			120	120
	呼吸器	1					1	3	4	22	3			32	33
	ぼうこう直腸						0				5	50		55	55
	小腸						0			1	1			2	2
免疫機能						0		2	1				3	3	
合計	9	12	23	0	2	1	47	375	225	337	260	103	74	1,374	1,421

18歳未満と18歳以上という区分では、内部障害の比率が前者では低く、後者では高くなっています。

マスメディアや書籍での障害者に関わる情報の多くが比較的年齢の低い障害者を対象とするものであることが多く、また、「車いす」などの特定の障害をイメージづける情報が多いために実態が適切に社会に伝えられていない可能性があります。

学齢期以後の障害者の比率が高いこと、また、内部障害の比率が高いことを視野にいれて計画づくりを進めていく必要があります。

同時に、学齢期の障害者は、障害者全体のニーズとは異なることも念頭に置いておく必要があります。

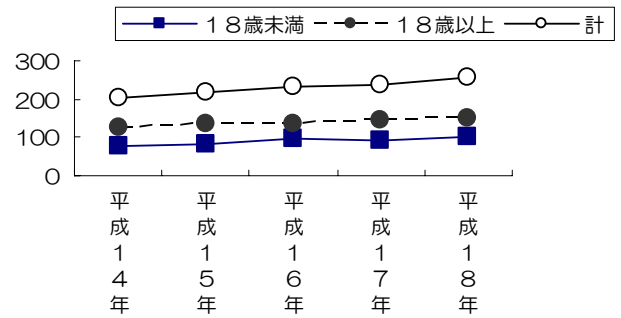
第3節 療育手帳の交付状況

療育手帳の交付状況は下表の通りで、平成14年以降、増加を続けています。

また、身体障害とは異なり、18歳以上の全体に占める割合が相対的に低いことがあげられます。

（各年4月1日現在）

	18歳未満	18歳以上	計
平成14年	77人	126人	203人
平成15年	83	134	217
平成16年	95	135	230
平成17年	93	146	239
平成18年	104	151	255



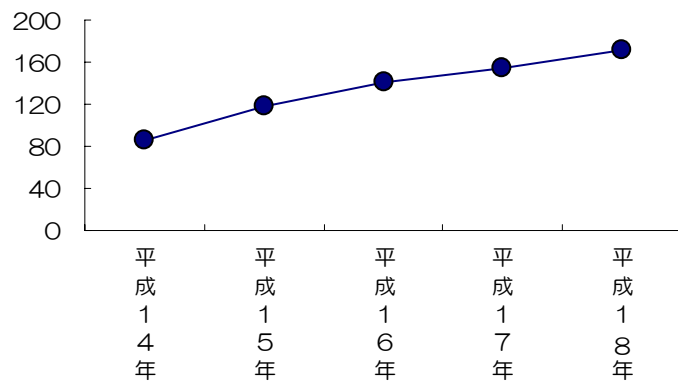
第4節 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

精神障害者保健福祉手帳の交付状況は、平成14年以降、増加を続けており、平成18年の手帳交付数は172人となっています。

しかし、現在市内で精神病院等に通院している人は506人あり、精神障害であるにもかかわらず、手帳の交付を受けていないケースがかなりあると考えられます。

（各年4月1日現在）

	人数
平成14年	86人
平成15年	118
平成16年	141
平成17年	155
平成18年	172



第5節 特定疾患医療費の受給者数

難病患者数は、平成14年以降、増加を続けており、平成18年で230人となっています。

（各年4月1日現在）

	人数
平成14年	197人
平成15年	202
平成16年	209
平成17年	224
平成18年	230

第6章 アンケート調査結果

■調査の目的

本調査は、知立市障害福祉計画を策定するにあたり、障害者やその家族などの生活実態とニーズを把握し、計画の基礎的資料とすることを目的として実施しました。

■調査の設計

	一般市民	障害者	難病患者
① 調査地域	知立市全域		
② 調査対象	無作為に抽出した知立市内に居住する満15歳以上の市民	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する市民（精神は病院に通院・入院している市民も対象とした）	特定疾患の医療費の助成を受けている市民
③ 調査方法	郵送方式（返信用封筒同封）		
④ 調査時期	平成18年1月～2月		

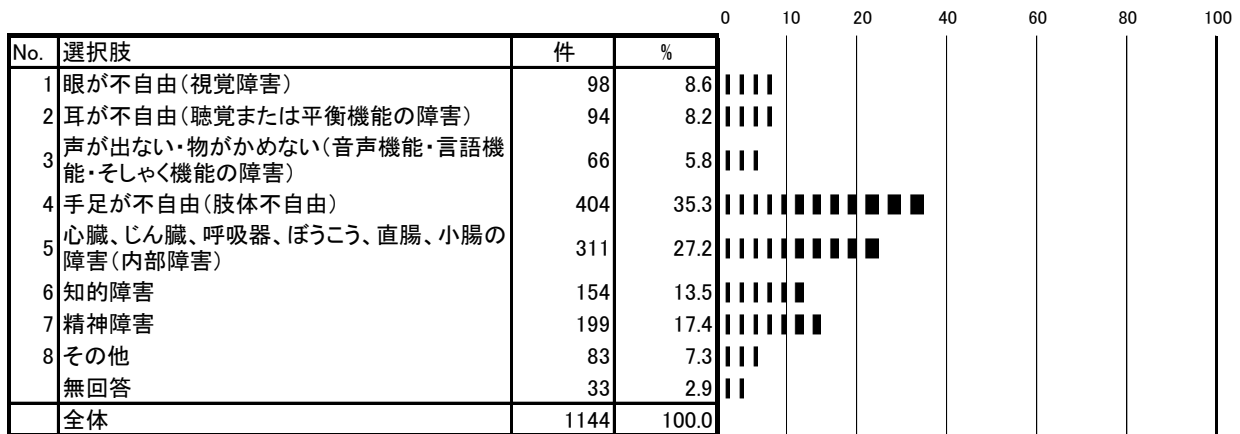
■回収結果

	一般市民	障害者	難病患者
① 対象者数	1,997人	1,950人	216人
② 回収数	846人	1,149人	133人
③ 回収率	42.4%	58.9%	61.6%
④ 有効回答数	845人	1,144人	133人
⑤ 有効回答率	42.3%	58.7%	61.6%

以下の結果については、抜粋を示します。

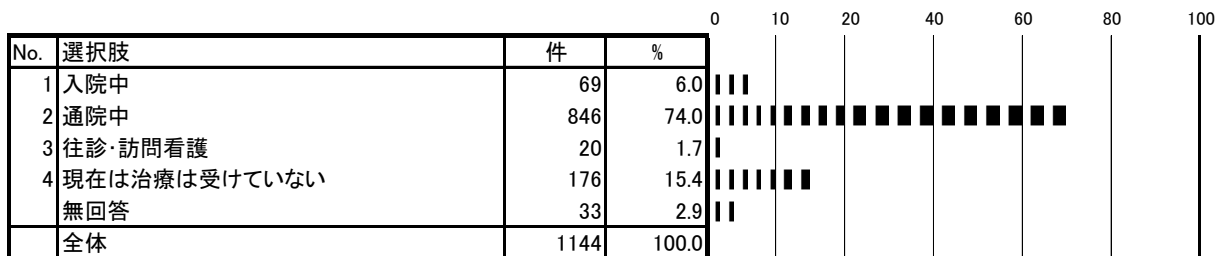
○ 障害部位・種別

障害の部位・種類は、「手足が不自由（肢体不自由）」が35.3%と最も多く、次いで「心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害（内部障害）」27.2%、「精神障害」17.4%となっています。



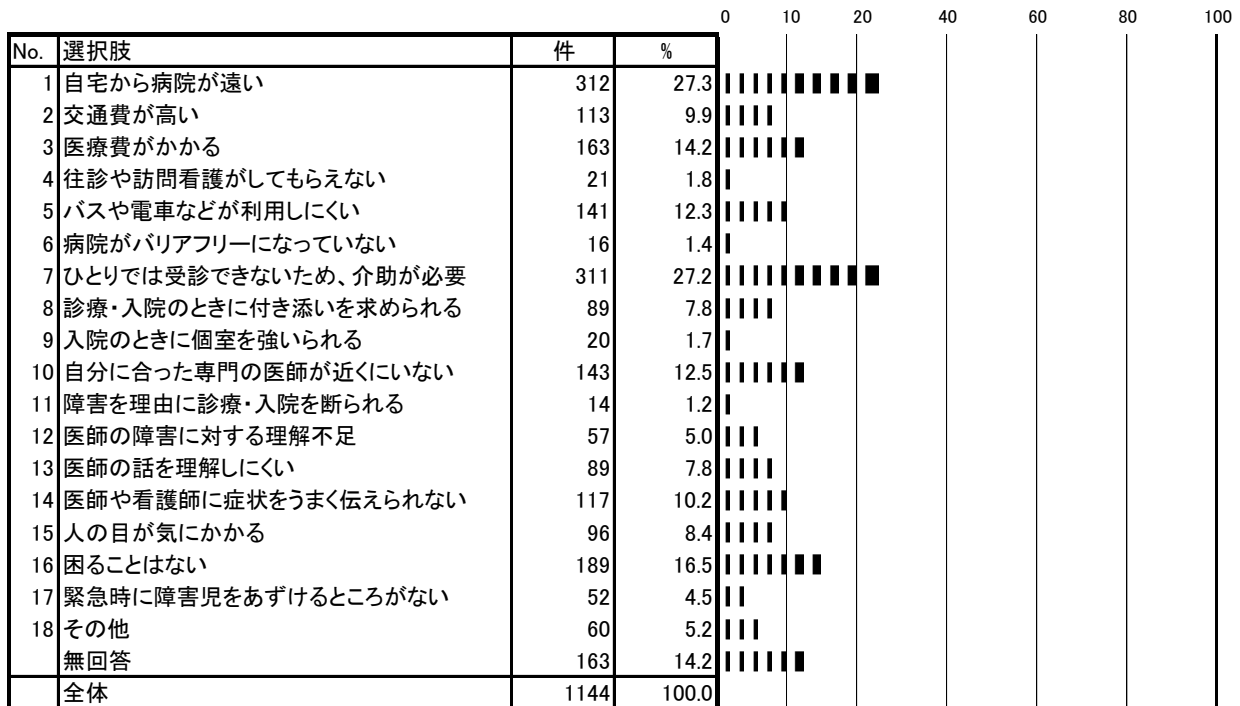
○ 通院

通院・入院の状況については、「通院中」が74.0%と最も多く、次いで「現在は治療を受けていない」15.4%となっています。



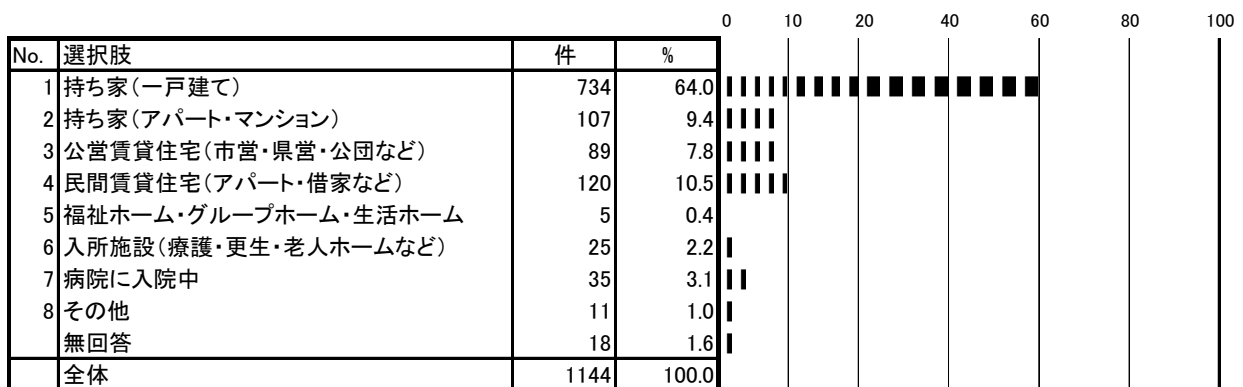
○ 通院時の困りごと

病院にかかるときの困りごとは、「自宅から病院が遠い」が27.3%と最も多く、次いで「ひとりでは受診できないため、介助が必要」27.2%、「医療費がかかる」14.2%となっています。



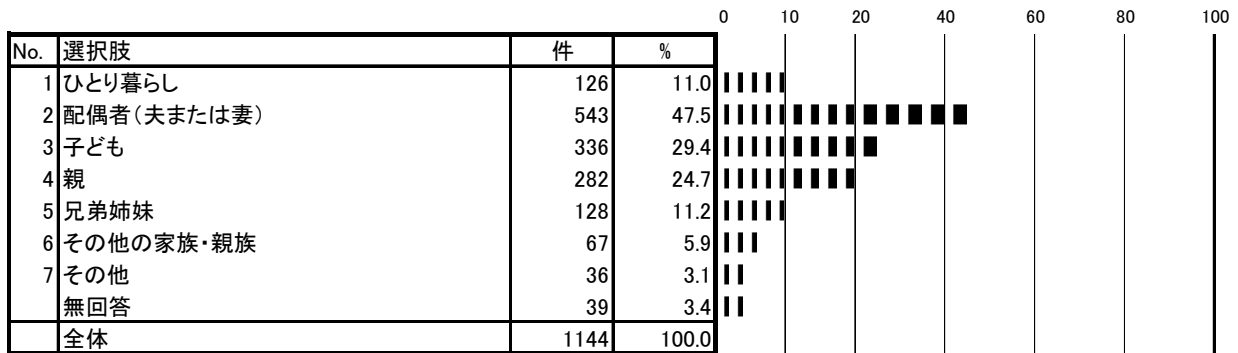
○ 住宅の状況

居住形態については、「持ち家（一戸建て）」が64.0%と最も多く、次いで「民間賃貸住宅（アパート・借家など）」10.5%、「持ち家（アパート・マンション）」9.4%となっています。



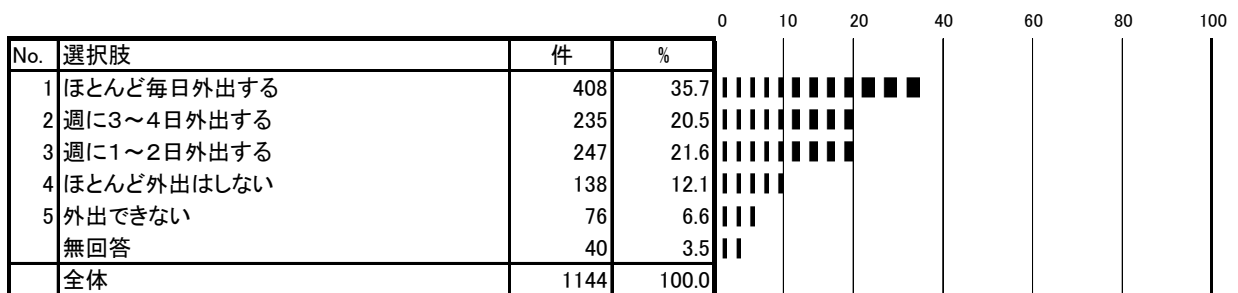
○ 家族の状況

一緒に暮らしている人は、「配偶者(夫または妻)」が47.5%と最も多く、次いで「子ども」29.4%、「親」24.7%となっています。



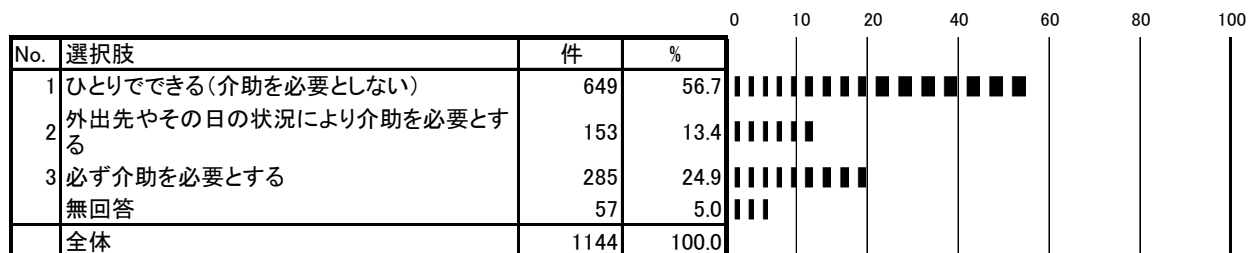
○ 外出の頻度

外出の頻度は、「ほとんど毎日外出する」が35.7%と最も多く、次いで「週に1～2日外出する」21.6%、「週に3～4日外出する」20.5%となっています。



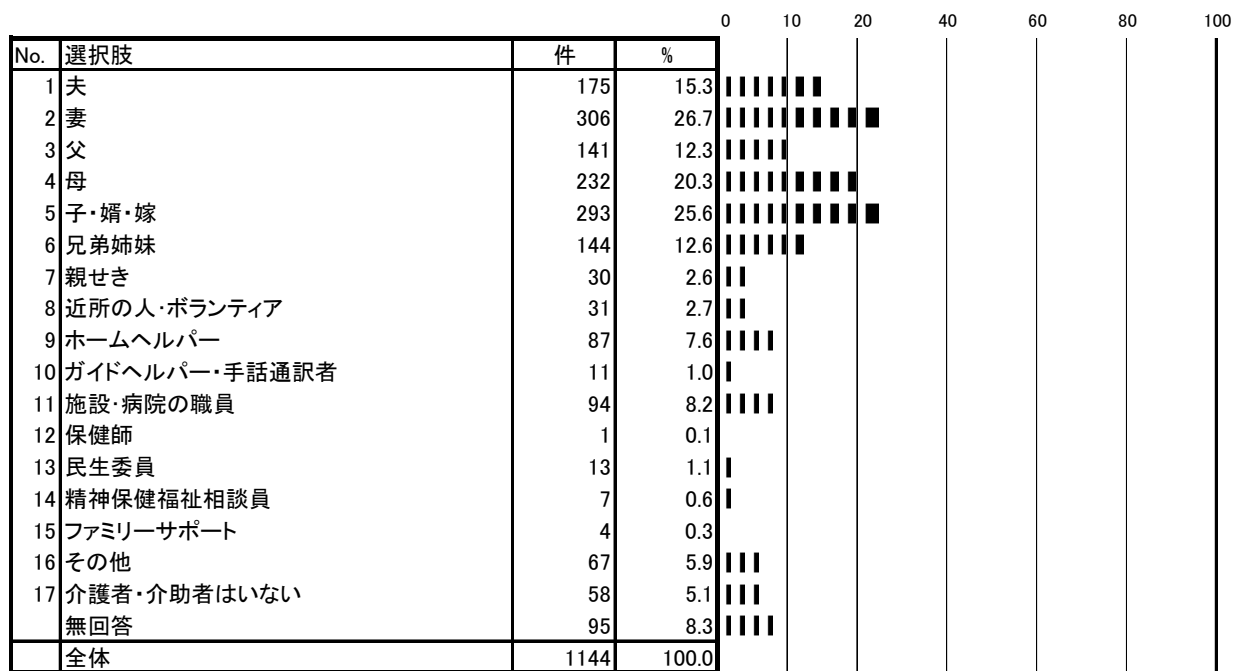
○ 介護者の必要性

外出時の介助の必要性については、「ひとりでできる（介助を必要としない）」が56.7%と最も多く、次いで「必ず介助を必要とする」24.9%、「外出先やその日の状況により介助を必要とする」13.4%となっています。



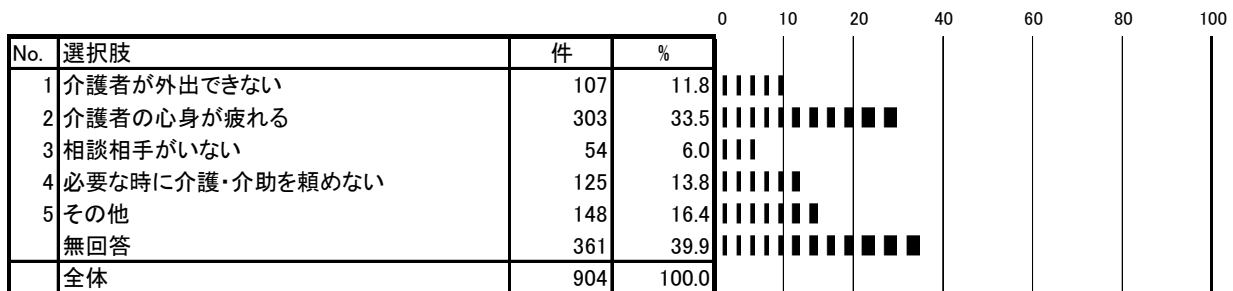
○ 介護者との関係

よく手助けしたり、付き添ってくれる人は、「妻」が26.7%と最も多く、次いで「子・婿・嫁」25.6%、「母」20.3%となっています。



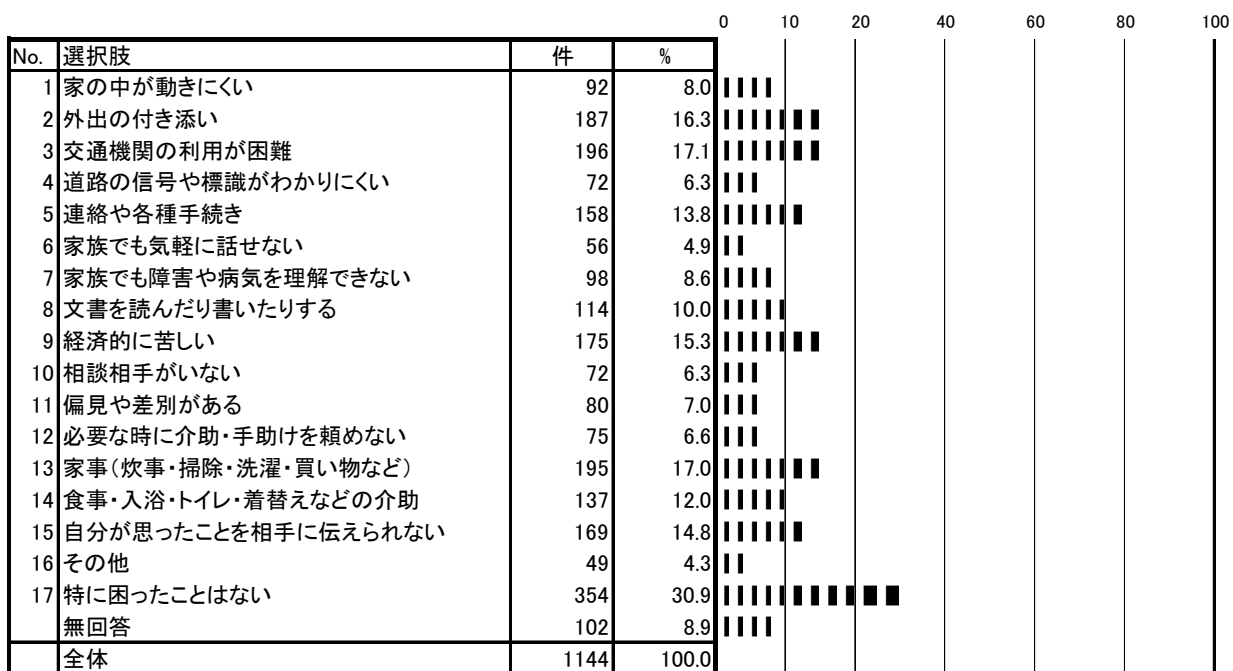
○ 介護で大変なこと

介護で大変なことは、「介護者の心身が疲れる」が33.5%と最も多く、次いで「必要な時に介護・介助を頼めない」13.8%、「介護者が外出できない」11.8%となっています。



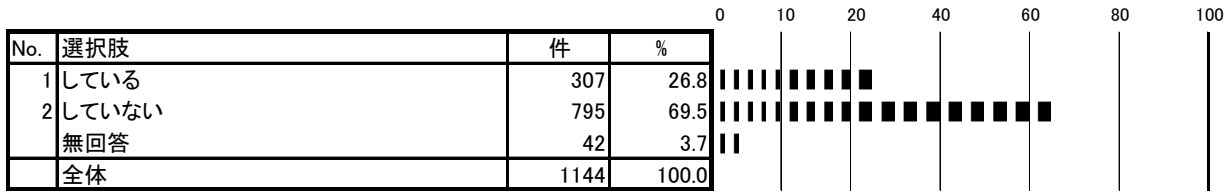
○ 日常の困りごと

日常生活の困りごとは、「交通機関の利用が困難」が17.1%と最も多く、次いで「家事（炊事・掃除・洗濯・買い物など）」17.0%、「外出の付き添い」16.3%となっています。



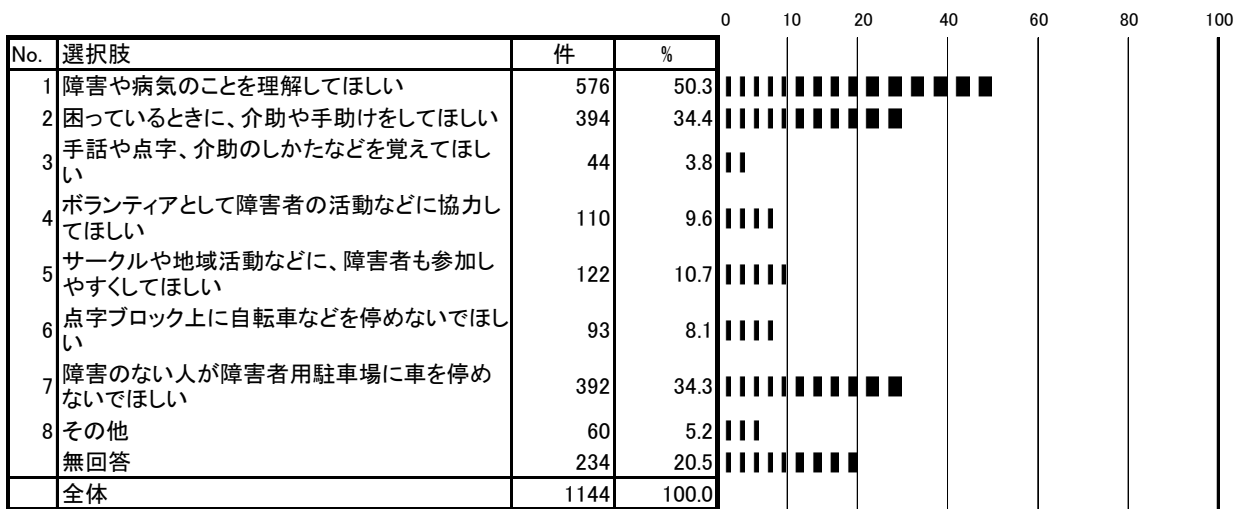
○ 就労

仕事をしている人は26.8%、していない人は69.5%となっています。



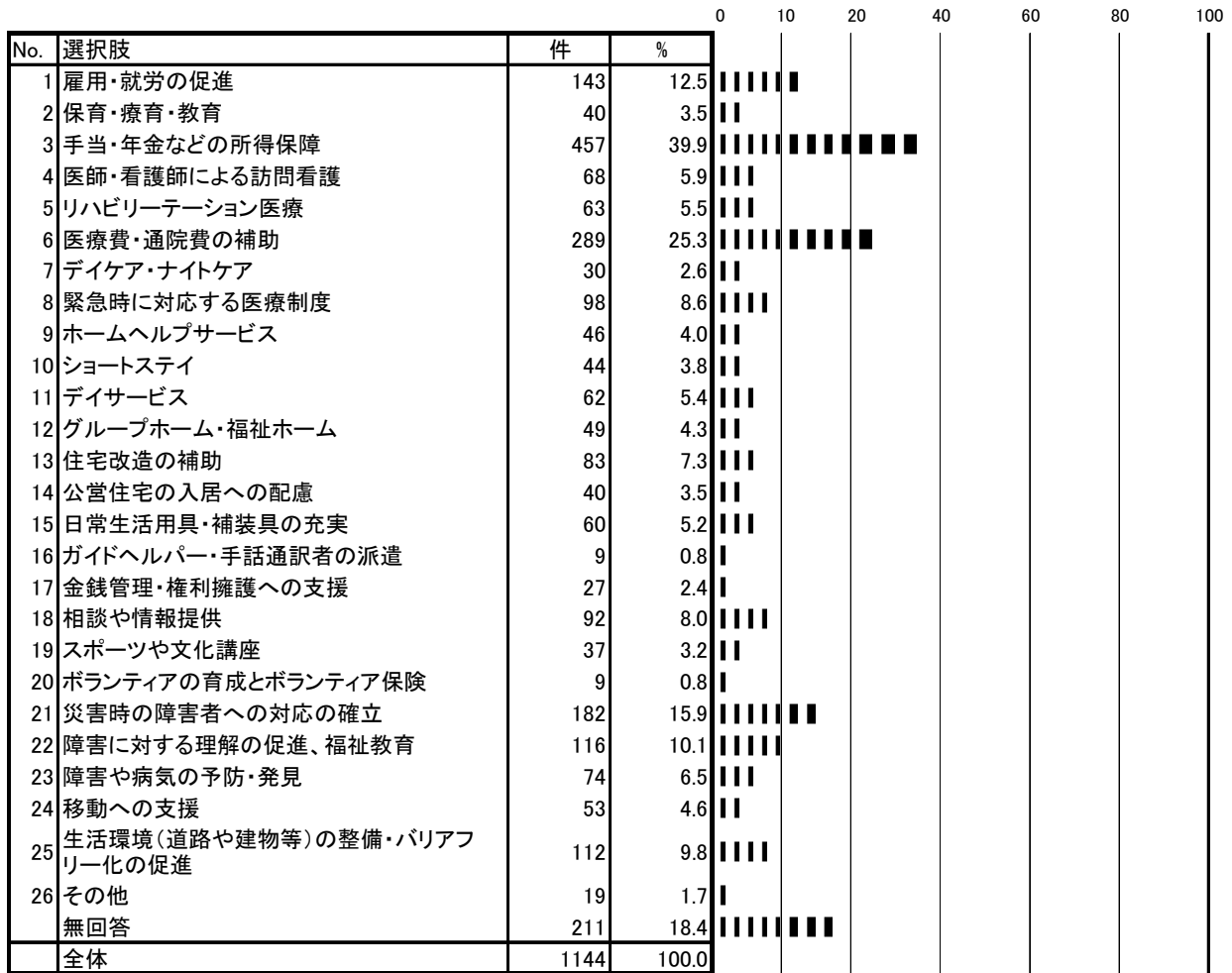
○ 日ごろ、周囲の人に理解・協力してほしいこと

日ごろ、周囲の人に理解・協力してほしいこととしては、「障害や病気のことを理解してほしい」が50.3%と最も多く、次いで「困っているときに、介助や手助けをしてほしい」34.4%、「障害のない人が障害者用駐車場に車を停めないでほしい」34.3%となっています。



○ 今後、充実させたいこと

今後充実させたいことについては、「手当・年金などの所得保障」が39.9%と最も多く、次いで「医療費・通院費の補助」25.3%、「災害時の障害者への対応の確立」15.9%となっています。



第7章 障害者団体等ヒアリングに基づく各種の意見

市内障害者団体のヒアリングを行い、主として次の意見が出されました。

福祉サービスについて

- ショートステイなど、短期収容型のサービスを充実させてほしい。また、市内の身近な場所で利用できるようにしてほしい。
- 障害者支援センターについては、総合的な窓口として機能するよう、充実させてほしい。引きこもり防止のため、昼間、「居場所」となるサービスをつくってほしい。

まちづくりについて

- 障害者に優しいまちづくりをさらに進めてほしい。また、障害者の実態に即した使いやすいものにしてほしい。

就労について

- 障害者の雇用については、市など公的機関から率先して実施してほしい。就労時には、ジョブコーチなど、仕事の指導と同時に障害者とその他の就労者との相互理解を深めるための役割を担う人材を導入してほしい。
- 授産所は、障害者の就労の場としてニーズが高くなっているが、同時に、障害者の居場所がないため、その役割を果たしている部分がある。今後さらに充実させてほしい。

災害対策

- 障害者の災害時救助についてプライバシー保護のために対策が進まないのであれば、ハガキなどで障害者に情報の提供について確認し、災害時にも安心できる体制をつくってほしい。

医療サービス

- 障害者は通常よりも受療頻度が高いため、1割でも全体の負担は大きくなるので、何らかの支援制度を設けてほしい。

コミュニケーションについて

- 聴覚障害者のコミュニケーションを支援するためには、手話通訳等の育成と派遣が不可欠である。またこれらについては、障害者の負担を軽減するため、無料としてほしい。

その他

- 障害者の親の高齢化が進んでおり、障害者団体などの活動を担うことが難しくなっている。障害者団体の構成員も減少傾向で、このままだと障害者相互の互助的な役割が果たせなくなる可能性がある。
- 学校で障害についての理解を促進する教育を充実させてほしい、また、そのために教員の障害に対する理解を深めてほしい。
- 障害者団体に加入していない障害者は、情報が十分に届かないことがあり、今後情報提供について検討してほしい。
- 障害者の場合、インターネットが利用できない比率が高いので情報提供については配慮してほしい。
- 障害者団体等の活動の場（空間等）を充実させてほしい。

III部 基本計画（取組み編）

第1章 障害者の暮らしを支えるゆたかな地域をつくる

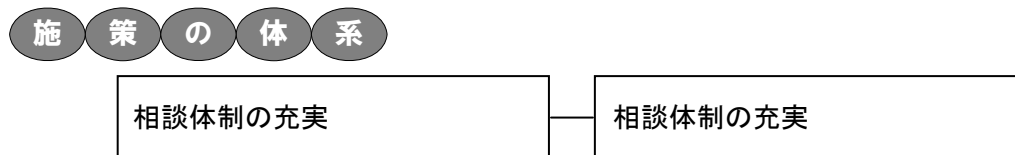
第1節 暮らしを支えるサービスの提供

障害のある人が、地域で自立した生活を送り、積極的に地域社会へ参加するためにも、その生活を支える基礎的な支援の仕組みが必要です。

また、障害児については、その成長過程に応じた支援を、地域において展開することが重要です。障害者福祉全体がサービス提供者中心の発想から利用者中心の発想に転換し、利用者が主体となった自立支援の社会をつくるためには、利用するサービスに対応した相談体制の充実が重要です。そのために、行政、事業者、作業所等が連携したネットワークの構築をめざします。

身近な地域の中で小規模な施設や地域生活支援センターなど地域の機関や団体が核となり、グループホームのバックアップや福祉サービスの提供を行うなどの仕組みづくりに力点をおいて取り組みます。

1 相談体制の充実



現 状 と 課 題

総合相談窓口としては、社会福祉協議会に「地域福祉サービスセンター」を設置しています。

また、身体・知的障害者相談員を各1名設置して各種相談業務を実施しています。さらに、保健センター・管内保健所では心の健康相談として相談日を設け、ひきこもりなどの専門相談も行っています。

しかし、いまだ「この相談はどこに行けばいいのかわからない」「思うような相談にのってもらえない」といった利用者の声も依然多く、広報誌などの情報提供だけではなく、生活の場である町内会や身近にいる民生委員、各種の相談員やボランティア・市民活動などの地域に密着した日常の相談体制の充実など地域のネットワークを活かした取組みがますます必要となっています。

制度やサービスの枠組みに障害者を合わすのではなく、障害者一人ひとりの生活に制度やサービスを近づけようとする地域での自立生活へ向けたケアマネジメントの取組体制を強化するとともに、従来の「待つ」相談から積極的に「アプローチしていく」相談体制への取組みを当事者団体や関係機関との連携の中で進めていく必要があります。

また、ケアマネジメント従事者を積極的に養成し、生活相談や支給申請の際には、その作成されたケアプランが社会的自立につながるような福祉サービスとなるように、公民一体となった相談体制の整備を図っていく必要があります。その仕組みの充実に向け、支援のあり方を引き続き検討していくことが課題です。

具 体 的 な 取 組 み

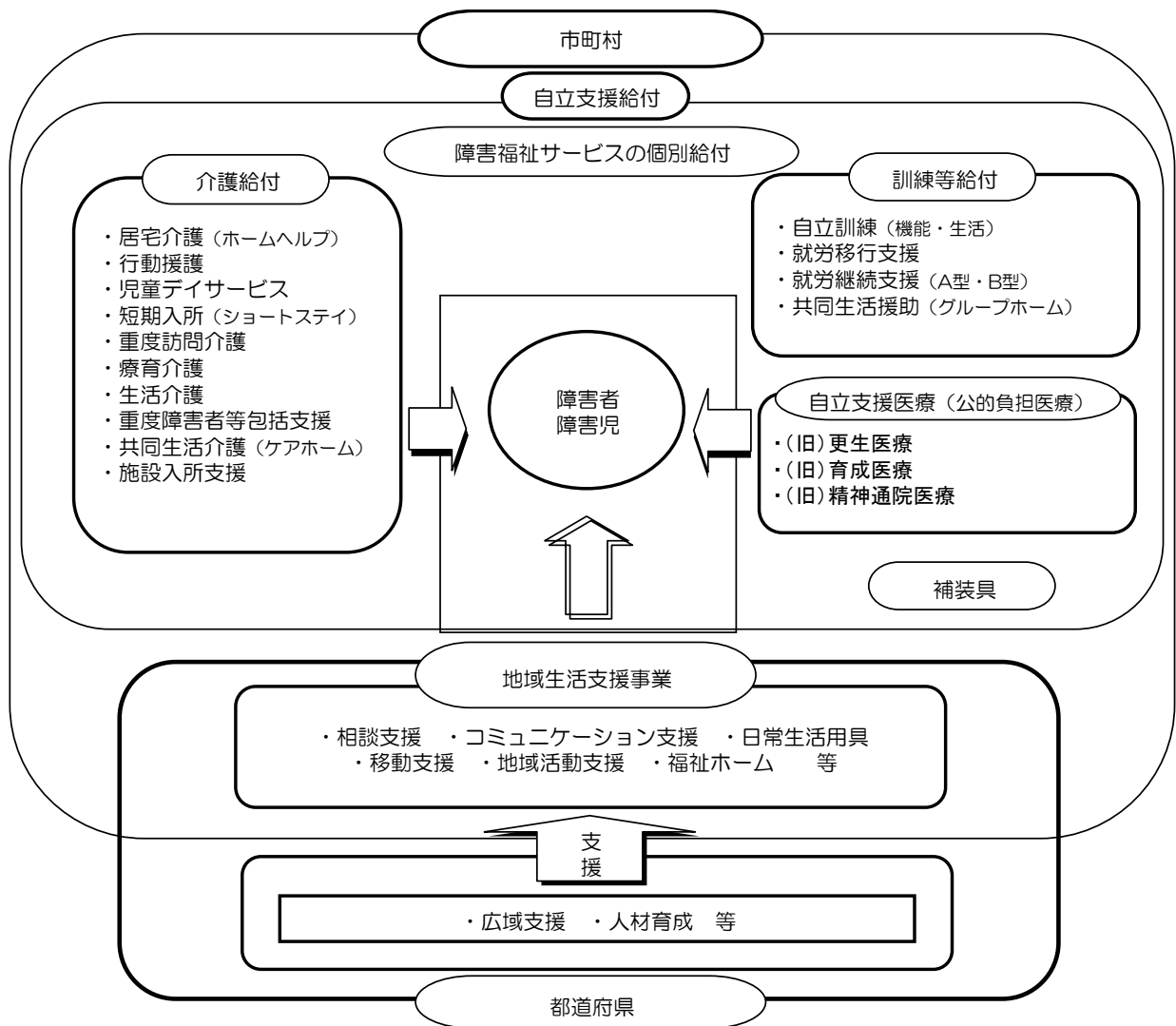
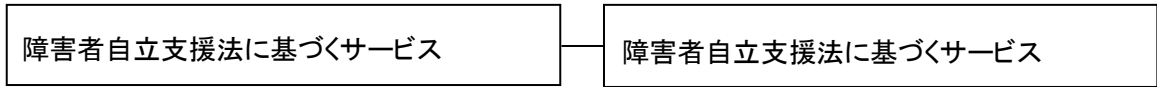
● 相談体制の充実

① 障害者のニーズに合った相談支援の充実を図ります。

- 地域福祉サービスセンターで障害者の一般的な相談支援事業の充実を図ります
- 障害者ケアマネジメント実施について調整を図ります
- 相談機能として成年後見制度利用支援事業、地域福祉権利擁護事業等の専門的な相談の実施に努めます
- 精神障害者や難病患者に対する保健所との連携を図ります
- 広報等の啓発活動のさらなる推進を図ります

2 障害者自立支援法に基づくサービス

施 策 の 体 系



現 状 と 課 題

障害者が自立した生活を地域で営むための福祉サービスとして、支援費制度のもと、居宅介護（ホームヘルプサービス）、デイサービス、短期入所（ショートステイサービス）、知的障害者地域生活援助（グループホーム）などの各種在宅サービスの充実に取り組んできました。また、障害が重く在宅での生活が困難な場合には、状況に応じて適切な施設への入所等の支援も行ってきました。

しかし、在宅福祉サービスについては、サービス提供体制をニーズの増加にあわせ柔軟に対応・充実させることが難しく、利用に当たっては様々な制約がありました。また、施設サービスについても施設整備や受入れ態勢が十分に整っているとはいえない面がありました。

そこで、障害者自立支援法では、障害者の自立をより一層支援するために、サービスの体系を「施設」の単位ではなく、介護サービスや地域生活への移行支援、就労支援といった新たな課題に対応した、サービスの機能に応じた「事業」の単位に再編されました。

新しい福祉サービスの体系では、障害程度などに応じて、在宅や施設の介護サービスを提供する介護給付、適性に応じた自立訓練や就労支援などを提供する訓練等給付、さらに、相談支援、移動支援、手話通訳の派遣などのより地域に密着した地域生活支援事業の三つに再編されました。このほか自立支援給付には、更生医療・育成医療・精神通院公費を統合した公費負担医療の自立支援医療費と補装具費があり、いままでに比べより利用者本位の多様なニーズに応えることができるようになりました。今後は自立支援法の枠組みにそった障害者福祉サービスへの適切な移行が課題です。

具 体 的 な 取 組 み

● 障害者自立支援法に基づくサービス

施策や各種サービスの展開に当たっては、障害者自立支援法に基づく体制への適切な移行を行います。

訪問系サービス

- 福祉サービスの充実は、地域での自立生活を支える基本的な事柄です。障害のある人の介助は、その「過不足なき介護」の提供をめざして、より一層の社会化を図らなければならない問題です。そのため、各関係機関と連携して、ケアマネジメントの活用をはじめ利用者本位のサービスを提供することを基本に、多様なサービス提供事業者の参入促進などサービス供給基盤の整備促進を実施し、ホームヘルプやガイドヘルプ事業のより一層の充実を図ります。

- 居宅介護（ホームヘルプ）事業を継続して推進します
- 肢体不自由者で常に介護を必要とする人のために重度訪問介護事業を継続します
- 重度の知的障害者や精神障害者のために行動援護事業および重度障害者等包括支援を行います
- 市内の指定居宅介護事業者に対し、養成研修等への参加を呼びかけます

日中活動系サービスの充実

- 通所施設を活用したショートステイ事業、さらにはデイサービス事業の展開と就労支援事業を身近な地域での展開をめざします。

- 生活介護事業の充実を図ります
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）等自立のための訓練の支援を推進します
- 就労移行支援として就労継続支援（A 型）や就労継続支援（B 型）事業の推進を図ります
- 在宅障害児の日常生活における基本的動作の訓練等のため児童デイサービスを継続します
- けやき作業所における身体障害者の相互利用を図ります
- けやき太陽の支援を引続き行います

居住系サービスの充実

- ① 入所施設や病院からの地域生活への移行は、大変重要な課題です。このため、地域生活移行支援に努めます。

- 共同生活介護事業の充実を図ります
- 拠点施設への運営費の補助（けやきの家、かとれあワークス）を継続します

地域生活支援事業の充実

- ① 身体障害者の 6 割強が高齢者であるという実態にも眼を向ける必要があります。高齢の障害者が、必要な介護保険サービスを十分に利用できるよう、きめ細かな配慮をするとともに、障害者のニーズや地域の特性を踏まえた地域生活支援事業の活用により、必要なサービスを適切に提供します。
地域生活支援事業は以下の事業の充実を図っていきます。

- 身体障害者福祉センターでのデイサービスの実施を維持していきます
- 福祉の里八ツ田でデイサービス事業を充実していきます
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図ります

相談支援事業

- ・成年後見制度利用支援事業

コミュニケーション支援事業

- ・手話通訳者派遣事業
- ・要約筆記者派遣事業
- ・手話通訳設置事業

日常生活用具給付等事業

移動支援事業

- ・ガイドヘルパーの派遣事業
- ・ガイドヘルパー養成研修への参加要請事業

地域活動支援センター事業

訪問入浴サービス事業

社会参加促進事業

- ・スポーツ大会開催等事業
- ・芸術・文化講座開催等事業
- ・奉仕員養成、研修事業
- ・点字・声の広報等発行事業
- ・自動車運転免許取得・改造助成事業

日中一時支援事業

補装具費の給付

- ① 補装具費の給付や日常生活用具の給付を継続して行うとともに、様々な機会を捉えて市民への情報の提供や相談援助に努めます。また介護保険における用具の貸与や用具購入費の支給等介護サービスの円滑な提供も図ります。

○補装具費の給付を引き続き行います

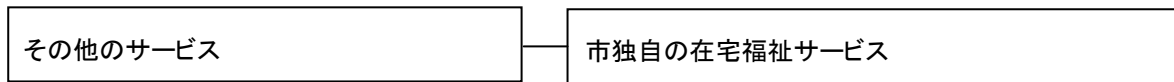
適正なサービス提供体制の確立

- ① 適正なサービスを提供するために事業者との連携を密にします。

○事業者との連携を図り、適切なサービス供給体制の確保を図ります

3 その他のサービス

施 策 の 体 系



現 状 と 課 題

緊急通報装置の設置、寝具の洗濯乾燥サービス、家具転倒防止器具取り付けなど障害者や高齢者個々のニーズに即した様々な福祉サービスを実施してきました。

これらのサービスについては、今後とも継続的に提供を行うとともに、利用者個々の障害に応じた適正な提供体制を確保することが求められています。

具 体 的 な 取 組 み

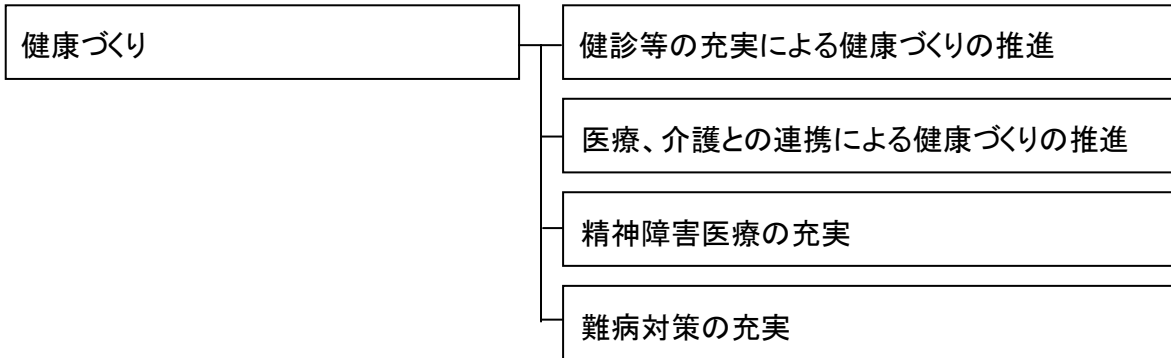
● 市独自の在宅福祉サービスの充実

障害者や高齢者個々のニーズに即した様々な福祉サービスを今後とも継続的に提供するとともに、利用者個々の障害に応じた適正な提供体制を確保して行きます。

- 寝具の洗濯乾燥サービスを継続します
- 緊急通報装置の設置の拡充を図ります
- 障害者位置情報サービスの充実に努めます
- 宅配給食サービスを今後とも継続します
- 家具転倒防止器具取り付け事業の周知と推進を継続します
- 火災報知装置の設置を継続します

4 健康づくり

施 策 の 体 系



現 状 と 課 題

保健センターを中心として、生活習慣病等の予防を目的に、健康教育、健康診査、健康相談等、市民を対象としたライフステージに応じた保健事業や介護保険事業における介護予防の取り組みも積極的に取り組んでいます。この様なさまざまな取り組みを通じ、保健所や医療機関との連携を図りながら、さまざまな障害の早期発見、早期医療の推進を図っています。

また、医療費助成の面では、身体障害者を対象とした更生医療の給付、身体障害者及び知的障害者を対象とした障害者医療費の公費支給及び精神障害者を対象とした通院医療費公費負担制度、精神障害者医療費の公費支給などを行っています。また育成医療として、身体に障害があるか、また疾患があってそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められる子どもで、手術などの治療等によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その医療費の一部を負担しています。

これらの医療費に関わるサービスについては、制度の周知を図るとともに、利用促進を図っていく必要があります。

精神障害者については、受療が精神障害者保健福祉手帳の取得に繋がっておらず、制度の狭間で公的な支援の届かないケースも多くあり、社会的入院の解消等に伴う制度活用の積極的な啓発を図っていく必要があります。

また、難病患者については、実態が十分把握されていないのが現状で、保健所等関係機関との連携をとりながら実態の把握に努めていくことが求められています。

具 体 的 な 取 組 み

● 健診等の充実による健康づくりの推進

- ① 疾病や障害の発生を防ぎ、健康づくりを支援するため、健康診査の充実に努めます。

○各種健診事業の周知を図り、健康診査の受診を働きかけます

- ② こころの健康づくりのための相談事業を実施します。

○精神保健相談を実施し保健所等関係機関との連携を図ります

● 医療、介護予防との連携による健康づくりの推進

- ① 生活習慣病を予防するため、各種健康教育や健康相談を実施します。

○健康教育や健康相談を実施し生活習慣の改善、早期治療につなげます

- ② 介護予防事業を実施します。

○口腔ケア、栄養改善事業を実施し高齢者の健康の維持増進を図ります

- ③ 家庭におけるかかりつけの医者である「ホームドクター」を持つように働きかけます。

○「ホームドクター」の奨励を実施します

● 精神障害医療の充実

- ① 病気と障害を併せ持つ精神障害者にとっては、精神医療の確保と必要なときにすぐ医療を受けられる体制が生活を支える基盤となります。医療機関と協力し、医療機関の選択に資する情報の提供、医療機関職員研修、医療機関同士の相互連携を通じて、安心して利用できる精神医療の確保に努めます。

○自立支援医療サービスの利用促進を図ります

○医療機関に関する情報を提供して行きます

○精神障害者医療費の助成を引き続き行います

● 難病対策の充実

- ① 難病患者について、訪問による療養指導、医療情報の提供を図るとともに、在宅生活の質の向上のためのホームヘルパーの派遣の促進、関係者への啓発、難病団体との連携の強化など地域生活への支援に努めます。

- 難病患者居宅生活支援事業の周知、利用促進を図ります
- 市内病院との委託によるショートステイ事業の実施を進めます
- 難病患者等居宅生活支援事業の広報・啓発を推進します
- 日常生活用具の給付およびホームヘルパーの派遣を引き続き行います

5 権利擁護施策の推進

施 策 の 体 系



現 状 と 課 題

自己の判断のみでは意思決定に支障のある障害者の権利の擁護や福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理などを支援するための権利擁護にかかる相談事業や地域福祉権利擁護事業など「成年後見制度」の適切な利用を推進していますが、まだ十分だとは言えません。また障害児虐待についてもその対策は十分機能しているとは言えません。今後は「成年後見制度」の適切な利用の推進や障害児に対し、行政のみならず児童委員、NPO法人、住民ボランティア・市民活動と協働し権利擁護や子どもを虐待から守るセーフティネットの充実などを図ることが課題です。

具 体 的 な 取 組 み

● 成年後見制度等の活用

- ① 障害者自立支援法等の制度を支える「成年後見制度」の適切な利用が図られるよう、成年後見制度利用支援事業の積極的な活用に向けた助言・指導に努めます。

- 成年後見制度利用支援事業の積極的な活用に向けた助言・指導・啓発を行います

- ② 障害者に対して事業者情報を適切に提供し、サービス内容に対する当事者間で解決の困難な苦情の解決や、事業者への指導を行います。

- 障害者や介助者に対して適切なサービス内容の情報を提供していきます

- ③ 虐待予防・早期対応を適切に行うため、虐待防止ネットワークの構築を検討します。

- 虐待防止ネットワークの構築を検討します

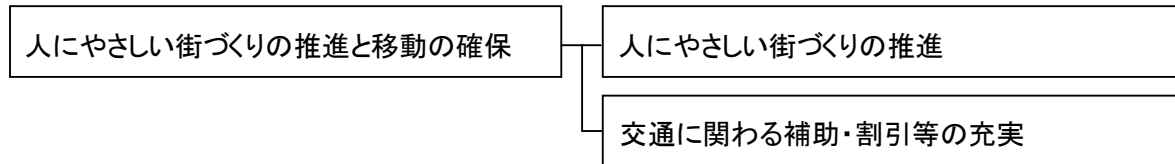
第2節 社会参加を支えるまちづくり

障害者が社会生活と社会の発展に参加する「完全参加」と、他の住民と同等の生活を送ることができる「平等」は、可能性へのチャレンジとこれに応える社会の環境改善によって実現すると考えます。

障害をもつ人が社会の一員として、他の人と同等に生活し、活動する社会をめざす「ノーマライゼーション」の考え方が広く地域に浸透し、定着することを基本に置き、障害者一人ひとりが決して社会的に孤立することなく、人と人との関係、社会とのつながりの中で自らの固有の役割を高めたいけるように、「人が人間（ひと）としてあたりまえに暮らせる社会」の構築をめざし、すべての障害者の地域での自立と社会参加の実現に向け、次の点に留意して障害福祉施策を推進します。

1 人にやさしい街づくりの推進と移動の確保

施 策 の 体 系



現 状 と 課 題

本市では、平成9年より「人にやさしい街づくり推進計画」に沿った整備をすすめ、牛田駅南側広場、児童クラブ室の車いす対応トイレの設置、公園内におけるベンチの設置や交差点の歩道段差の解消、歩道幅などを順次推進してきましたが、いまだ「施設や道路などに段差や階段が多い」との意見が寄せられていることから、今後も引き続き、歩道や公共施設の改修時におけるバリアフリー化を、また、新設時にはユニバーサルデザインによる施設整備を推進し、障害のある人や高齢者にとって暮らしやすい「人にやさしい街づくり」を進めていく必要があります。

また、立体交差事業に伴う駅前周辺整備による、名鉄知立駅の高架工事、駅舎改築工事に伴いバリアフリーな駅を目指し、誘導用ブロック、手すり、スロープやエレベーター、エスカレーターの設置さらに券売機やトイレなどが障害者、高齢者に配慮した設計となるように事業者へ要望を行うなど、引き続き推進していく必要があります。

これまでの取組みに加え、「人にやさしい街づくり推進計画」の見直しに伴い、スーパー、コンビニエンスストアなど日常よく利用する身近な施設のバリアフリー化の要請や、内部障害者、乳幼児連れなど、より幅広い対象者へ配慮した整備を進めることが求められています。

事業の推進にあたっては、事業者及び市民が「人にやさしい街づくり」についての理解を深めるよう啓発を行うとともに、福祉に関する学習を継続的に推進していく必要があります。

また、障害者等の社会参加をさらに促進するため、ボランティア・市民活動への支援、介助者等、人材の養成に努めることにより、新しい時代にふさわしい「人にやさしいの街づくり」を継続的に進めていきます。

さらに、障害者がより円滑に交通機関を利用できるよう、各種の補助・割引等を行っていますが、これらについても障害者の社会参加の観点から、今後も充実させていく必要があります。

具 体 的 な 取 組 み

● 人にやさしい街づくりの推進

- ① 「人にやさしい街づくり推進計画」の考え方を踏襲し、公共施設や名鉄知立駅等におけるユニバーサルデザインを推進します。またモデル地区での整備の推進と進捗状況の検討を行います。

- モデル地区整備の推進と進捗状況の検討を行います
- 新設公園への車いす対応トイレの設置を進めます
- 既存公園トイレの車いす対応への改修を図ります
- 既存公園設備の年次計画による継続的な改善を行います

- ② 交通環境においても、道路・公園などの福祉整備にあわせ、バリアフリー化を推進します。

- 障害者の外出時支障となる歩道や交通手段等の整備状況の見直しを行います
- 名鉄知立駅の改築、高架工事、駅舎築造等に際しては事業主へ要請しバリアフリー化をすすめます
- 各交通機関等に対しバリアフリー化の推進を要請します

- ③ 学校を始めとする公立文教施設のバリアフリー化に努めます。

- 公立文教施設のバリアフリー化を図ります
- 福祉タクシー利用助成を継続します

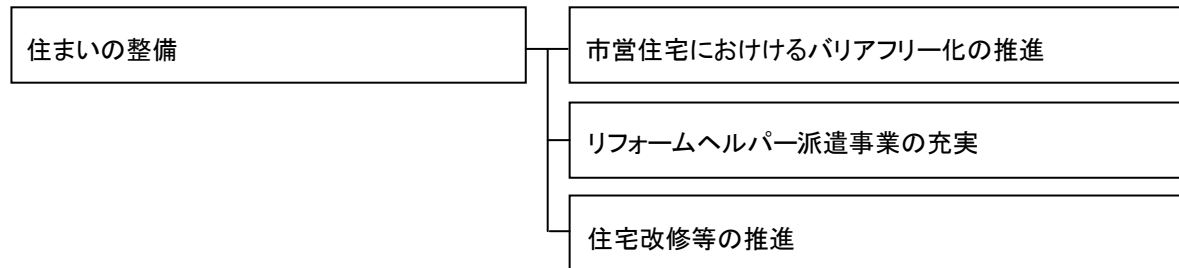
● 交通に関わる補助・割引等の充実

- ① 障害者の社会参加の促進や通院等の負担の軽減のため、以下の交通、移動に関わる補助・割引等の充実に取り組みます。

- 福祉団体への福祉車両の貸し出しを行います
- ミニバス利用料の減免を継続します
- 駅前駐車場のプリペイドカードを交付します

2 住まいの整備

施策の体系



現状と課題

住まいについては、障害者のみならず高齢化社会の進展等も踏まえ、既設の市営住宅のトイレ・浴室等に順次手すりを設置するなどのバリアフリー化に努めています。

また、障害者住宅整備資金として障害者の専用居室、浴室等の新築・改築に必要な資金の貸付、住宅改修費として住宅を障害者用に改造する場合の費用の補助などを行うほか、障害のある人が住宅のリフォームを希望する場合には、建築士等からなるリフォームヘルパーを派遣し、アドバイスをしています。

具体的な取組み

● 市営住宅におけるバリアフリー化の推進

- ① 市営住宅の住戸内、共用部分を障害者が使用しやすいよう施設のバリアフリー化を進めます。

○市営住宅の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を行います

● リフォームヘルパー派遣事業の充実

- ① 障害のある人の住環境を向上するため、リフォームヘルパー派遣事業を継続して実施し、適切な住宅改善ができるよう、相談や専門的なアドバイスなどの支援を行います。

○リフォームヘルパー派遣事業を推進します

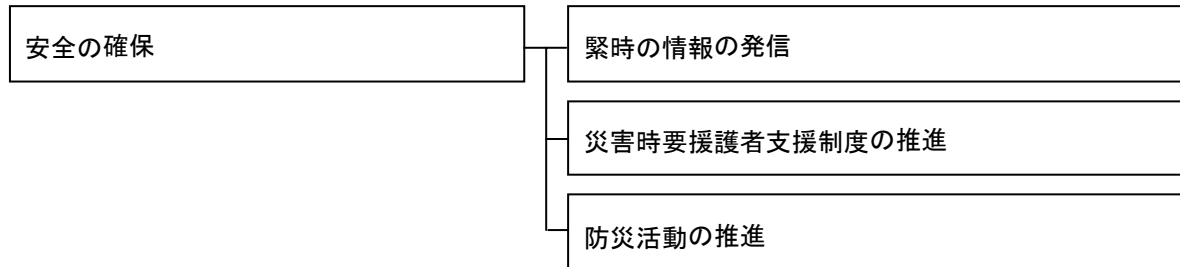
● 住宅改修等の推進

- ① 住宅改修費等の利用促進にともなう、障害者が暮らす住宅のバリアフリー化を推進します。

○住宅改修費の助成にともなうバリアフリー化の助言等を行います

3 安全の確保

施策の体系



現状と課題

災害が発生したときに、障害者の安全を確保するため聴覚障害者等を対象に携帯メール 119 番通報システムを構築し、広報等による啓発及び利用促進を行っています。また、老人福祉施設や障害者施設における避難訓練の実施、防災リーフレットの配布等の防災情報の提供、総合防災訓練における自主防災会が主体となった災害時要援護者安否確認、救護・救出訓練等を実施しました。

これらの取り組みに基づいて、障害者に対する防災対策をより充実させるため、災害時要援護者支援制度を推進することが課題です。

市民や障害のある人が安心・安全に暮らせるよう、障害のある人に配慮した防犯設備の整備や充実及び犯罪や事故の発生を警戒・防止するための民間の防犯対策の普及を図っていくほか、交通安全教育の充実、防災対策として自主防災組織の育成、災害時における的確かつ迅速な情報発信を実施するとともに、生活基盤におけるユニバーサルデザインを進め、すべての人にとって住みやすく、快適なまちづくりを進めていきます。

具 体 的 な 取 組 み

● 緊急時の情報の発信

- ① 災害時要援護者や災害時要援護者施設への防災情報の伝達体制を整備し、入所者等の避難・救出・安否確認などの警戒避難体制の具体化を促進するとともに、被災した場合の防災関係機関への迅速な通報体制の整備及び避難先における入所者等の生活確保体制の整備を促進します。

- 障害者世帯への緊急通報装置の設置を継続します
- 消防法改正に伴う火災報知機設置補助を継続します
- 市町村災害時要援護者支援体制マニュアルにそった計画の策定を進めます
- 災害知識の普及啓発をさまざまな機会を通して行います
- 情報の伝達救助体制づくりの推進と災害発生に対する準備を進めます

- ② 障害者世帯への連絡通報装置の設置を促進します。

- 携帯電話等を利用した緊急時の情報発信（119番・Eメールの開設）
- ファクシミリを活用した聴覚障害者への情報発信を支援します

● 災害時要援護者支援制度の推進

- ① 災害時要援護者支援制度の普及啓発を行い、高齢者や障害のある人が災害時に安全安心した行動を取れるよう支援します。また災害時要援護者や災害時要援護者施設への防災情報の伝達体制を整備し、要保護者等の避難・救出・安否確認などの警戒避難体制の具体化を図っていきます。地域や企業等における各種防災訓練の際に、災害時要援護者を重点とした避難誘導訓練を実施し、防災意識の高揚を図っていきます。災害時における情報提供、安否確認などの仕組み、避難所のバリアフリーについて引き続きその体制の整備に努めます。

- 防災情報の伝達体制の整備を検討します
- 地域や企業における防災訓練を支援し、災害時要援護者に対する防災意識の高揚を図ります

● 防災活動の推進

- ① 防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導等防災の様々な場面において、障害のある人や高齢者、外国人等いわゆる災害時要援護者に配慮した施策を推進します。

- 避難訓練をはじめとした地域における防災活動を推進します
- 避難所における障害者への適切な対応を継続します
- 避難路のバリアフリー化を継続します

- ② 平成 17 年度より実施している家具転倒防止事業を一層推進し、地震時における被害の軽減に努めます。

- 家具転倒防止事業の一層の推進を図ります

第2章 障害者の自立を支援するあたたかい地域をつくる

第1節 「生きがい」のもてる地域づくり

就労は人間としての基本的な権利です。自分の可能性に挑戦しながら、社会の構成員としての役割を担い、自立した生活を送ることに生きがいや労働の意味が見いだされます。

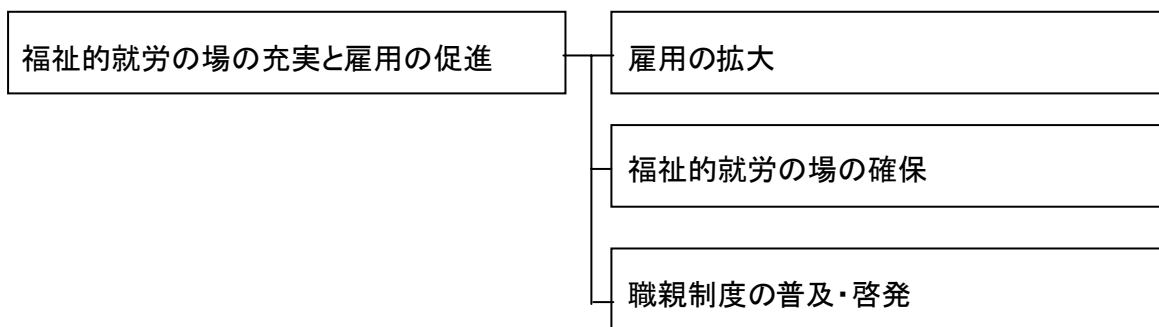
本計画において、「就労への支援」については、障害者が自立、自活できるだけの収入を安定的に得るのに必要な支援を行っていくということが基本です。

雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、事業主の責務を明記し、一般事業主に雇用義務を課しています。しかし、民間企業での雇用は、依然として法定雇用率が未達成で、その割合が上昇するなど厳しい状況にあり、法定雇用率の達成に向けた指導の厳格化等による雇用の一層の促進が必要です。

企業の自主的な障害者雇用への取組みの促進や、障害者が働くこと、働き続けることへの支援を通じ法定雇用率達成に向けた取組みを強化し、さらに誰もが意欲と能力に応じて生き生きと働くことのできる地域社会をめざします。

1 福祉的就労の場の充実と雇用の促進

施 策 の 体 系



現 状 と 課 題

従来から「知立地域精神障害者家族会」を作業所の指定管理者として運営を委託し、精神障害者の社会復帰に向けた取り組みや「かとれあワークス」の整備充実に取り組んできました。また、「かとれあワークス」や「けやき作業所」などからの啓発物品の購入など、積極的な支援を図ってきました。

職業的な自立は、その人なりの自己実現の道筋の一つであり、誰もが意欲と能力に応じて生き生きと働くことのできる地域社会を構築していくことが望まれています。

障害者雇用を促進するため、労働・福祉・教育等の関係機関がそれぞれの立場から障害者及び企業に対する支援に取り組んでいますが、これらの支援をより効果的なものとしていくためには、各支援機関がより一層の連携・協力を深めていくことが不可欠です。

そのためには、障害者が働くことにチャレンジし、働きつづけることができるよう、各支援機関の緊密な連携・協力による生活支援拠点を中心とした地域における雇用支援の充実、企業の自主的な取組みの促進、市民の理解の啓発促進等が必要です。

また、障害者が職務と職場環境に適応し、さらに能力の向上をめざすことができるように、スキルアップ、キャリアアップへの支援や、生活支援拠点の相談・就労支援体制の整備への支援を進めることが課題です。

具 体 的 な 取 組 み

● 雇用の拡大

- ① 障害者を雇用へと結び付けていくためには、授産施設や作業所が、従来の取組みに加え、雇用を希望する障害者のニーズに応えられるような取組みをさらに充実させ、実践することが必要です。こうした取組みを促進するために、公共職業安定所等と連携して、一般就労により近い形での実践的な職場実習・訓練の機会を提供します。また市自ら就労環境を整えとともに民間事業所に対しても障害者雇用の理解を働きかけます。

- 公共職業安定所との連携による人材募集情報の提供や職業相談を行っていきます
- 事業所等におけるバリアフリー化やジョブコーチ制度等の導入を働きかけます
- 法定雇用率の民間企業への周知を図ります

- ② 授産施設や作業所が利用者により高い収益を還元できるような取組みが必要です。そのため、市場原理に耐え得る製品を供給できるように技術力の向上はもとより、販路開拓などによる受注拡大やコスト低減への取組み、また、ものづくりだけでなく、サービス提供の分野にも目を向けることにより、より高い事業収入が得られるように支援します。さらに、啓発物品作成等の依頼や授産製品の定期的な購入、市業務の一部を障害のある人や団体へ委託するなど、雇用機会の拡大を図ります。

- 授産製品の購入や市業務の障害団体等への委託など雇用機会の拡大を図ります
- 雇用促進策の検討します

● 福祉的就労の場の確保

- ① 障害者が自ら選択した就業生活を実現することが可能となるよう、かとれあワークス、けやき作業所への支援を引き続き行い、自律生活が困難な者が地域生活へ移行するために必要な訓練、一般企業等への就労に向けた必要な訓練また一般企業での就労が困難な者を雇用し、その職業遂行を支援し、障害者の職業能力の向上を図る支援などを県と連携しながら取り組み、福祉的就労の場の確保を推進します。

- 知的障害者通所授産施設での身体障害者の受け入れを継続します
- 小規模保護作業所（かとれあワークス）の運営を継続します
- 通所授産施設けやき作業所およびかとれあワークスへの啓発物品作成等の仕事を提供して行きます
- けやき作業所の整備計画への支援を行います
- 知的障害者の通所授産施設における自立に向けた取組支援施策の適切な運用を検討します

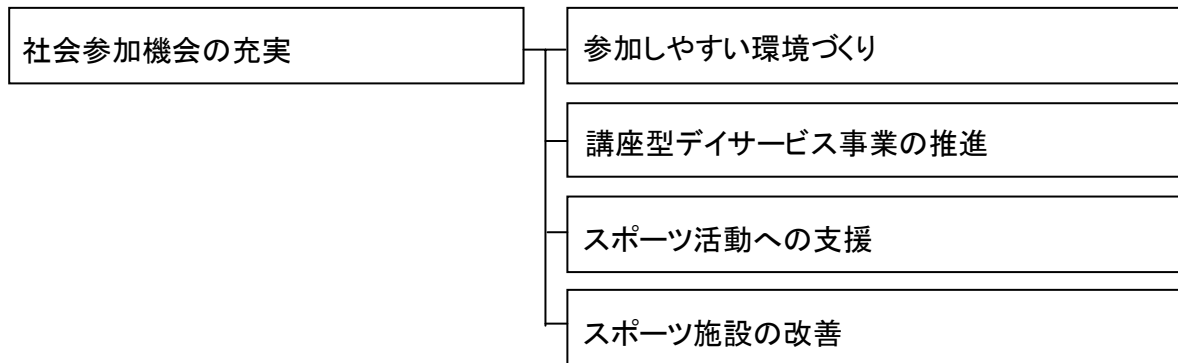
● 職親制度の普及啓発

- ① 障害者を雇用し、生活習慣や職業指導を行う職親の確保を進めるため職親委託制度の推進を関係機関との連携を基に進めます。

- 市内事業者への職親制度の周知と登録を働きかけます

2 社会参加機会の充実

施 策 の 体 系



現 状 と 課 題

日常生活は、暮らしの場としての住まいや就労などの活動の場だけで構成されているわけではありません。自ら行う学習やスポーツ、文化活動などの様々な活動も大切な要素であり、こうした生活の側面への支援も重要な要素です。アンケートによるニーズでも、趣味や余暇活動などへの関心が高い比率となっています。

スポーツや芸術文化活動には、高度な技術や芸術性に裏打ちされた活動から、健康増進や趣味としての創作的活動、あるいはそれらを観戦・鑑賞するといった幅広い側面があります。

いずれの側面においても、障害のある人がそれへ参加できる機会は平等に開かれたものである必要があります。国連「障害者の機会均等化に関する標準規則」においても、「規則 10. 文化」「規則 11. レクリエーションとスポーツ」でその参加への平等な機会の確保がうたわれています。

これらの機会平等化を実現するためには、スポーツ指導員やガイドヘルパーなどの人的資源の充実とあわせ、これら関係施設のバリアフリー化などのハード面での取組みも重要です。

平成 17 年度には、福祉体育館柔道場入り口の段差を解消し、利用時の転倒防止を行いました。

また、スポーツ・芸術文化活動は、それらの活動と一緒にすることを通じて、人間関係を広め、友人と出会うなどの機会の提供の場ともなります。また、障害者にとってスポーツはリハビリテーションの一環として、機能回復を始め、障害を受け容れさらにエンパワーメントに資する効果も期待されています。こうしたスポーツや芸術文化活動の効果を考えるとき、遠くの拠点にばかり出向くのではなく、生活の中で楽しむ生涯スポーツや趣味としての創作活動の場などではできる限り身近な地域の中で振興が図られる必要があります。

具 体 的 な 取 組 み

● 参加しやすい環境づくり

- ① 障害者の芸術文化活動の発表機会や場を確保するとともに、情報提供や相談、文化活動教室の開催などの支援を行い、加えて障害者への指導を行う人材や活動を支援するボランティア・市民活動などを育成するなど、活動の基盤を整備します。

○福祉健康まつり、草の根フェスティバル等の障害者の文化活動の発表機会や場の確保、開催支援を引き続き行っていきます

○手話通訳者の派遣など生涯学習活動等への障害者の参加を促進します

- ② 公共施設へのエレベーター、スロープ、車椅子の設置を推進し、気軽に参加できる環境づくりに努めます。

○公共施設へのエレベーター、スロープ、車椅子の設置の推進と環境づくりを図ります

● 講座型デイサービス事業の推進

- ① 障害のある人が手軽に趣味や文化活動を楽しみながら生きがいつくりができるよう、生涯学習等と連携し講座型デイサービス事業の充実を図ります。

○講座型デイサービス事業の充実を継続します

● スポーツ活動への支援

- ① 障害者が身近な地域でレクリエーションやスポーツに参加できるよう、地域におけるスポーツ事業の推進への支援体制づくりを進めるとともに、レクリエーションなど、きめ細かな支援を行うことにより、生涯スポーツの振興を図ります。

○障害者スポーツ大会等のイベント事業を委託して開催します

● スポーツ施設の改善

- ① 障害者がスポーツを気軽に楽しめるよう、公共施設のバリアフリー化に取り組みます。

○スポーツ施設のバリアフリー化を進めます

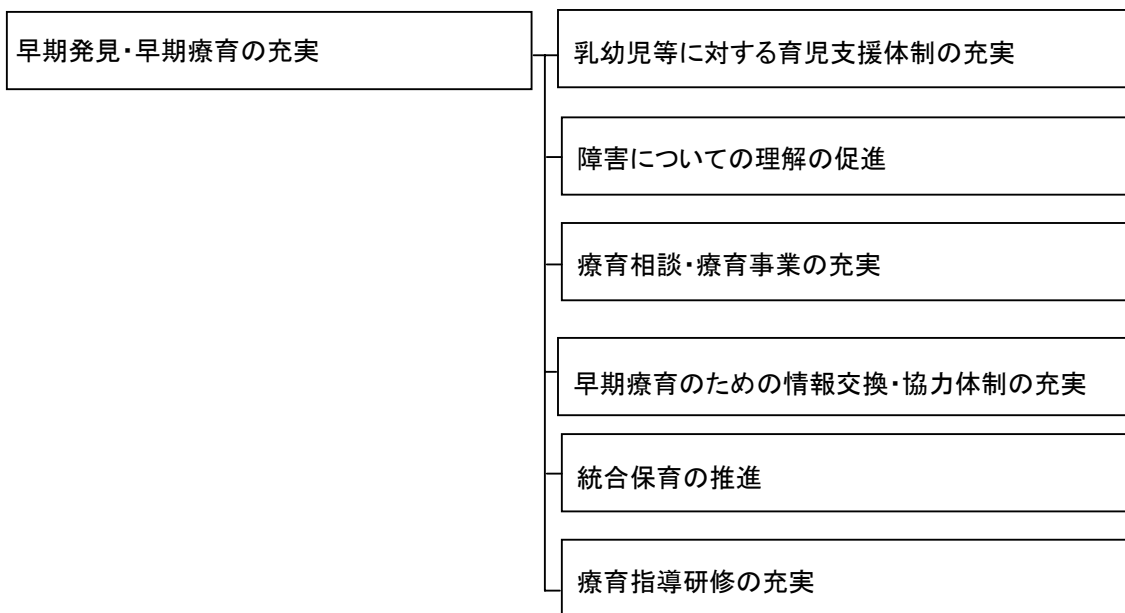
○人にやさしい街づくり計画に沿った設備の改善と継続的推進を図ります

第2節 学び育てる場の充実

「機会平等化」と「自立支援」への様々な取組みが、障害者の人権の尊重につながるものであることを、可能な限り障害者（児）の姿を通して、その生き方に共感を呼び起こすような「関係性」の構築に努めます。そうした観点から、地域や学校といった場での交流の機会を大切にし、相互理解や啓発の充実を図ることが重要と考えます。

1 早期発見・早期療育の充実

施策の体系



現状と課題

母子保健事業において、早期からの育児支援をめざして3・4ヶ月健診後の母親への育児不安をフォローする「ニコニコ教室」などの機会を通じ、発達障害を含めた障害のある子の早期発見・早期療育に取り組んでいます。

障害児教育においては、平成18年度より公立保育園全園で「統合保育」ができるようになりました。しかし、私立保育園を含めた全ての保育園で障害児の受入ができる体制となっていないのが現状です。

療育事業として取り組みをしている「ひまわりルーム」については、南児童センター内で実施しており療育施設としての専用施設がありません。年間を通じた継続的な療育の実施や親子分離方式による療育内容などの充実と施設整備が課題となっています。

また、児童のデイサービス事業ができる施設が市内にはありません。障害児の早期療育に向けた施設整備や療育の相談事業のより一層の充実を図っていく必要があります。

具 体 的 な 取 組 み

● 乳幼児に対する育児支援体制の充実

- ① 乳幼児については、健康診査等を通じ、発達障害を含めた障害のある子の早期発見・早期療育に努めます。

- 健康診査等の充実を図ります
- 臨床心理士等による相談体制を充実します

- ② 障害のある子の発達を早期から支援するため、適切な指導および助言が行える体制の確立を図ります。

- 母子保健計画に従い、障害予防と早期発見について、総合的に取り組みます
- 育児支援強化事業の充実を図ります
- 母子保健事業の充実を図ります

● 障害についての理解の促進

- ① 子育て支援センターや児童センターでの啓発活動を充実させ、発達障害を含めた障害の早期発見・理解のための情報提供に努めます。

- 子育てサークル、子育て中の保護者への情報提供に努めます

- ② 幼稚園・保育園をはじめとした関係機関の職員研修を充実し、保護者に対して適切な指導・助言ができるよう努めます。

- 職員研修を充実させ、職員の指導能力の向上に努めます

● 療育相談・療育事業の充実

- ① 子育て支援センター等において、臨床心理士の巡回指導を実施する等により、気軽な療育相談窓口として療育相談等の機能の充実に努めます。

- 子育て支援センター、児童センター、保健センターの相談窓口を充実します
- 早期の発達支援ができるようひまわりルームの充実に努めるとともに、児童相談センターや発達障害者支援センターとの連携強化に努めます

- ② ひまわりルームの実施場所について、年間を通じて継続して実施できる場所を検討します。また、現在は親子通園方式のみですが、親子分離方式の実施を検討します。

- 療育事業において親子分離方式の実施を検討します

③ 専用施設の整備を検討する中で、児童デイサービスの実施を検討します。

○児童デイサービスの実施を検討します

● 早期療育のための情報・交換協力体制の充実

① 保健・療育・教育の各分野間の連携を図り、療育担当者会や関係機関同士の情報交換・協力体制づくりを推進します。

○療育担当者会や関係機関同士の情報交換・協力体制づくりを推進します

② 各種子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行い、保護者の育児不安への解消に努めます。

○ホームページの充実等により、各種子育て支援サービス情報の提供に努めます

③ 地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握した「子育て支援総合コーディネーター」を配置し、子育て家庭を対象とした各種子育て支援サービス情報の提供や利用援助等の支援を行い、育児不安の解消に努めます。

○子育て支援総合コーディネーターを配置し、情報提供、利用援助に努めます

④ 教育における協力体制については、関係機関・関係部局の連携・協力のもと、長期的な視点で学校卒業までを通じて一貫した教育的支援を行っていくとともに、「子育て支援総合コーディネーター」を中心として関係機関の連絡調整・協力体制の充実を図っていきます。

○就学指導委員会等の協力体制の充実に努めます

⑤ 各関係機関において保護者の同意を得た上で情報を共有し、有効活用することで協力体制を充実させていきます。また、乳幼児期からの相談・指導状況を子どもの成長に応じて各機関に移管し、乳幼児期から一貫した指導ができる体制づくりに努めます。

○発達障害を含め、乳幼児期から一貫した指導ができる体制づくりに努めます

● 統合保育の推進

① 保育園等と療育機関がそれぞれの療育・保育状況の把握と連携の強化を図るとともに、統合保育園の拡大と保育内容の充実を図り発達障害児の支援に努めます。

○私立保育園において統合保育を実施できるよう指導・支援を行います

○保育園、幼稚園においてひまわりルームとの連携を強化します

● 療育指導研修の充実

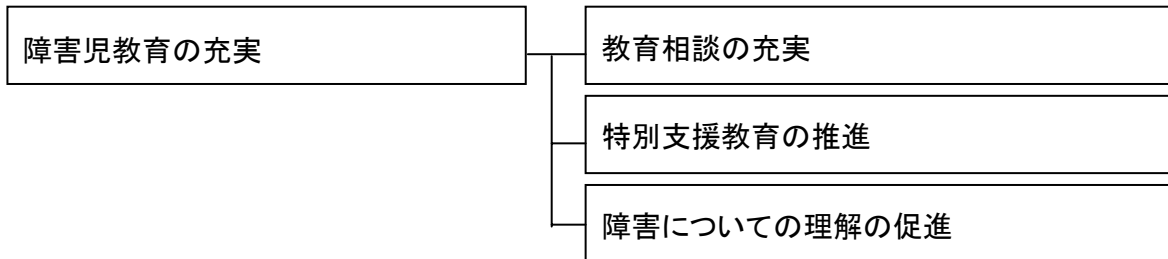
- ① 障害児保育にあたる保育士等への研修内容を再検討し、障害児施設との交流を図るなど専門的な知識の習得だけでなく、実習形式を多く取り入れていきます。また保育士を対象とした療育指導研修には、幼稚園教諭も積極的に参加できるよう周知していきます。

○療育指導研修において実習形式の充実に努めます

○保育士と幼稚園教諭が研修等を通じて交流できる体制づくりに努めます

2 障害児教育の充実

施 策 の 体 系



現 状 と 課 題

本市では、全小中学校の担当者を対象とした研究・研修を行い、障害についての理解促進や指導方法等の工夫・改善に努めています。

また、知立市教育研究会と連携し、従来の特殊教育の枠組にとらわれずに、特殊学級合同事業をはじめとする障害児教育を推進するようにしています。

特殊学級（平成19年度からは特別支援学級）については、新設・増設の働きかけを県当局におこなってきており、平成19年度には、市内7小学校及び2中学校に設置されます。

また、軽度発達障害のある児童生徒を中心に個別の指導も実施しており、特別支援教育コーディネーターをメンバーとする「特別支援教育研究推進委員会」（平成18年度から3か年）では、通常学級に籍をおきながら必要に応じた指導が受けられるシステム作りに取り組んでいます。

さらに、学校生活上の悩みや進路に関わる問題への不安を解消できるよう、臨床心理士等も活用しながら、随時、相談活動を行っています。

特別支援教育は、ノーマライゼーションの理念の下、すべての児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本とし、その可能性を最大限に伸ばし、将来、地域で自立した生活を送ることができるよう、一人一人のニーズに応じた教育を進めていくことが重要です。

子供たちにはそれぞれに個性があり、目標や希望、課題もいろいろです。学校では、様々な個性が集い、各人の学びや交遊等の活動の中で成長していくことが基本であるため、小・中学校においては、障害のある児童生徒が、地域でともに学べるような教育条件等を整備することが必要です。

さらには、乳幼児から学校卒業まで生涯にわたって一貫した支援を行うことが必要となります。

障害のある子の持っている能力や可能性を引き出し、将来、自立した生活が送れるよう、特別支援教育への制度改正に伴い、市内教職員対象の研修講座の開催等を通じ、教職員のより一層の障害に対する理解と指導力の向上が求められています。

具 体 的 な 取 組 み

● 教育相談の充実

- ① 学校の特別支援教育の方針や教育内容等について、積極的に情報発信するとともに、保護者や地域社会の意見を学校運営に反映するよう、開かれた学校運営を推進します。

○積極的な情報発信や関係機関の連携により、保護者の不安の解消に努めます

- ② 障害のある児童生徒について、学校全体としての協力体制のもと相談活動を推進するとともに、本人・保護者の意向も踏まえ、個別の指導計画を作成するなど、一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図ります。

○臨床心理士等、専門職による相談の充実を推進します

○個別の教育的ニーズの把握に努めます

- ③ 学校において「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、特別支援教育に関する研修や講座等を通じて、教職員一人ひとりの指導力向上に努めます。また、障害のある児童生徒については、自らの意見を表明することが困難なこともあり、学校全体としての指導体制の徹底や学校内外の相談体制の充実を図っていきます。

○教職員の指導力向上に努めながら、随時、進路相談の充実を図ります

○各教育機関等の専門家の協力による相談の充実を図ります

● 特別支援教育の推進

- ① 特別支援教育における支援体制の整備を図ります。

○特別支援教育コーディネーターを中心に、校内体制の整備を図ります

○特別支援学級間や通常学級間の交流の促進を進めます

- ② 教育委員会、学校、特別支援学校等の連携により、適切な支援に努めます。

○個別の教育的ニーズに応じた特別の教育的支援の推進を図ります

○乳幼児から生涯にわたって一貫した支援を行うため、教育、福祉、医療、労働等が一体となつて「知立市特別支援教育連携協議会」を中心に総合的なシステム構築をめざします

○職場体験、体験入学等の実施を推進します

○進路指導後のアフターケアの充実を図ります

- ③ 特別支援教育の導入に伴い、内容の充実を図るため、研究をさらに進めます。

○特別支援学級での授業研究会を開きます

○障害に対する教職員の専門知識の習得と豊かな感性を身に付けるため、特別支援学校等と連携しながら、発達障害児等についての研修を行い、特別支援教育に対する理解と指導力の向上を図ります

● 障害についての理解の促進

① 特別支援諸学校との交流を図ります。

- 特別支援諸学校（安城養護学校等）と市内特別支援学級の交流活動を進めます
- 市小中作品展において、市内在住で特別支援諸学校に在籍する児童生徒の作品を紹介する

② 障害がある児童生徒との交流教育を進めます。

- 特別支援学級と通常学級での交流活動を進めます
- 行事交流、異年齢活動を積極的に取り入れるよう努めます

③ 各教育課程において、交流や体験活動を積極的に取り入れられるよう努めます。

- 教科や総合的な学習の時間での交流活動を工夫します
- ボランティア・市民活動などの体験活動などの拡充に努めます

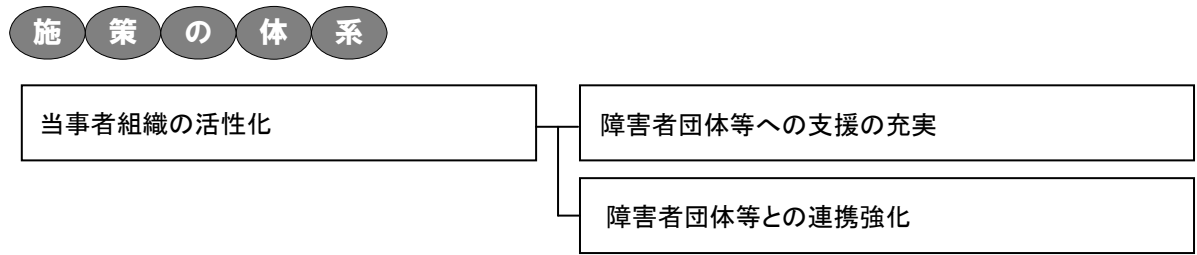
第3節 伝え・育てる仕組みづくり

当事者団体、社会福祉協議会、ボランティア・市民活動団体、地域住民、行政が一体となり、障害者への理解と人権の尊重を基調においた取組みを進め、障害者の自立を支援していく「地域の福祉力」が、今、求められています。

「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である」という国連の提唱は、障害があるということを人間の多様な姿の一つと捉えるとともに、人それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合うという多様性を尊重する社会の重要性を意味しているといえます。

既存の地域の社会資源等を福祉的に活用するなど、あらゆる分野に福祉的視点を浸透させる「福祉の社会化」の取組みをより一層強化することが、新しい時代を切り拓くことにつながると考えます。

1 当事者組織の活性化



現状と課題

介助者の高齢化が進み、アンケートやヒアリングにおいても「親亡き後」に不安や悩みをもつ障害者本人や障害者家族が多くなっています。また、介助者としての障害者家族そのものが地域での孤立に悩んでいることがうかがえることから、交流の場や寄り合いの場、居場所としての当事者組織の活性化が求められています。

具体的な取組み

● 障害者団体等への支援の充実

① 障害者団体や社会福祉協議会等と行政の連携による情報受発信を充実するとともに、交流の場、寄り合いの場づくりを検討します。

- 障害者組織の活動場所の確保や活動支援の充実に努めます
- 障害者各団体への活動費の補助金の交付を継続して行います
- 発達障害者とその家族への支援の充実に努めます

② 障害者団体や社会福祉協議会のPR活動への支援を図ります。

- 障害者団体のPR活動への支援を図ります
- 障害者スポーツ大会や草の根フェスティバルへの開催協力を行っていきます

● 障害者団体等との連携強化

① 障害者団体等との懇話会を今後も継続して実施し、障害者家族の置かれている状況を逐次把握するとともに意見交換などを行い課題解決に向けた取り組みを検討します。

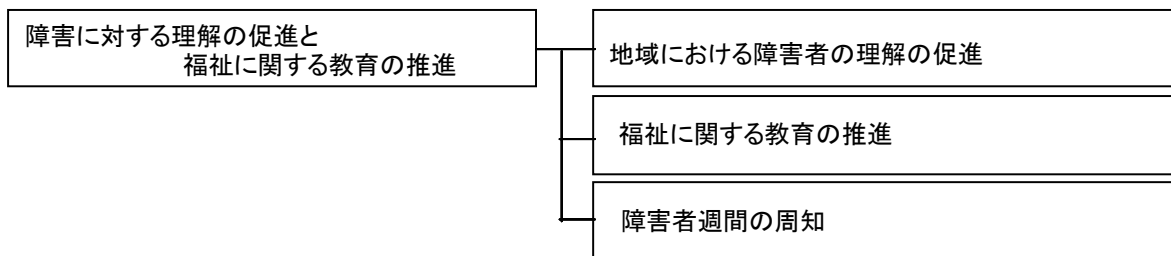
- 障害者団体等との懇話会の実施を引き続き行います

② 障害者団体、ボランティア・市民活動団体などとの交流会を実施し、現状を的確に把握し、障害者福祉政策に反映させます。

- スポーツ大会の開催委託などにより障害者団体の自立と社会参加の促進を図ります
- 福祉健康まつりや草の根フェスティバル等の開催に伴う障害者団体等との連携や市民交流を図ります

2 障害に対する理解の促進と福祉に関する教育の推進

施 策 の 体 系



現 状 と 課 題

いまだ差別や偏見を感じている障害者が、アンケートでは半数以上にのぼるとい現実があり、障害に対する理解が十分でないことが実情です。

障害のある人が安心して地域での日常生活を営むために、地域住民が障害に対する理解を深め、支え合うことのできる地域づくりを進めることが重要です。既存の公的なサービスだけでは限界があり、障害のある人をはじめ、誰もが地域で共に暮らせるよう、公的なサービスの推進と支えあいの地域づくりが求められます。

現状としては、障害に対する正しい理解が十分にされておらず、それぞれの障害についてもとらえ方が違うことから、障害に対する正しい理解を深めてもらうことが大きな課題となっています。

障害に対する理解の促進にあたっては、障害があるということが、社会生活をおくる上でのハンディキャップとならないよう、人権尊重の視点にたち、障害や障害者（児）に対する正しい理解の促進と福祉に関する教育を推進することが求められています。

具 体 的 な 取 組 み

● 地域における障害者の理解の推進

- ① 障害者団体等との懇話会を引き続き実施し、障害者家族の置かれている状況を把握するとともに意見交換などを行い課題解決に向けた取り組みを検討します。

○障害者団体等との懇話会の実施を継続していきます

- ② 障害者団体、ボランティア・市民活動団体などの交流会を実施し、今置かれている状況を的確に把握し障害者福祉施策に反映させます。

○スポーツ大会の開催委託などにより障害者団体の自立と社会参加の促進を図ります

○福祉健康まつりや草の根フェスティバル等の開催に伴う団体連携と市民交流の促進を働きかけを行っていきます

- ③ 市役所より発行する広報「ちりゅう」・社会福祉協議会より発行する「福祉だより」やホームページ等で障害に対する正しい知識と理解の普及を図ります。

● 福祉に関する教育の推進

- ①市内小中学校において福祉実践教室を展開し、障害に対する理解の普及と福祉教育の推進に努めます。

- ②福祉の里八ツ田をはじめ、社会福祉施設などでボランティア・市民活動体験の場をつくり、福祉について学ぶ機会の充実に努めます。

- ③一般市民を対象に講座を開催し、障害者福祉に対する意識の啓発と普及に努めます。

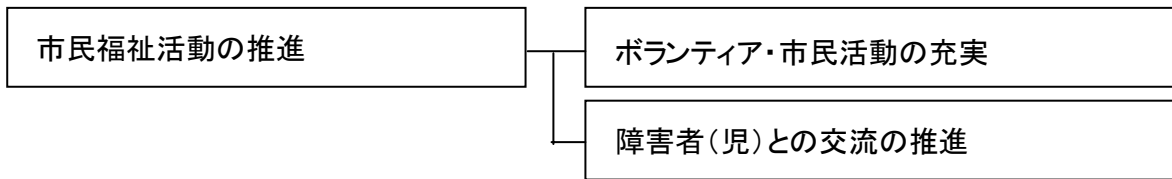
● 障害者週間の周知

- ① 12月3日から12月9日までの「障害者週間」に広報等を通じて障害に対する正しい知識や思いやりのこころを育む記事を掲載し啓発を行うとともに、障害や障害のある人の理解の推進に努めます。

○12月3日から12月9日までの「障害者週間」の周知及び広報等への掲載を行います

3 市民福祉活動の推進

施 策 の 体 系



現 状 と 課 題

障害のある人が地域生活を送る上で、広く市民がボランティア・市民活動等に参加し、障害のある人と交流を深め、正しい理解をした上で助け合っていくことが必要です。

様々なボランティア・市民活動をサポートする拠点として知立市ボランティア・市民活動センター（福祉の里八ツ田内）があります。ここではボランティア・市民活動に関わる情報を発信するとともに、ボランティア・市民活動への助言、コーディネートを実施したりしています。また、手話講座等、障害者福祉に関わる様々なボランティア・市民活動を推進する講座を定期的で開催し、ボランティア・市民活動の育成に努めています。

市民一人ひとりが、互いに助けあい、地域で共に生活をする風土を育むため、「ノーマライゼーション」の理念の基づき、福祉について学ぶ機会の拡充、ボランティア・市民活動への参加機会の充実がより必要とされています。

● ボランティア・市民活動の充実

① ボランティア・市民活動への参加を促進し、障害のある人を支援するボランティア・市民活動の養成に努めるとともに、学習の場を提供します。

- ボランティア・市民活動講座への参加の促進と福祉ボランティアの養成を進めます
- ボランティア・市民活動の育成、活用を進めます
- ボランティア・市民活動講座の定期的開催を続けます

② ボランティア・市民活動の拠点としてのボランティア・市民活動センターについては、活動しやすい体制づくりに努めるとともに、活動拠点の提供や活動の情報収集の支援を行います。また、広報誌、ボランティア・市民活動情報サイト、ホームページ等での活動内容のPRを行います。

- ボランティア・市民活動センターの充実を図ります
- ボランティア・市民活動のネットワークづくり、ボランティア・市民活動センターの支援を行います
- 広報誌・ボランティア・市民活動情報サイト、ホームページ、その他の普及・啓発活動の一層の充実を図ります

- ③ ボランティア・市民活動を目指す人については、相談に応じ、希望に合ったボランティア・市民活動の助言を行います。
 - ボランティア・市民活動への相談窓口の充実やコーディネートの実施を引き続き行います
 - ボランティア・市民活動団体の活動しやすい環境の整備を行います

● 障害者（児）との交流の推進

- ① 草の根フェスティバルの開催などを通し、障害のある人と市民との交流を促進します。
 - 草の根フェスティバルの開催などを促進して行きます
- ② 「福祉健康まつり」等の福祉に関するイベントの開催を支援すると同時に、市民へのPRを行います。
 - 「福祉健康まつり」等のPRを引き続き行います
- ③ 障害者への理解と地域への参加機会をつくるため、障害者との交流の機会を拡充します

4 コミュニケーション支援（情報の積極的交換、コミュニケーション手段の支援）

施 策 の 体 系

コミュニケーション支援
（情報の積極的交換、コミュニケーション手段の支援）

情報収集と情報提供の充実

現 状 と 課 題

視覚障害者や聴覚障害者の生活支援にとってコミュニケーション手段の確保は大変重要な役割を果たし、とりわけ、制度を円滑に推進するためには、視覚障害者や聴覚障害者等への情報・コミュニケーション支援が必要です。市では、手話通訳者の養成や派遣また手話通訳者の相談窓口の設置等視覚障害者や聴覚障害者等への情報提供を行っていますが十分機能しているとは言えません。今後とも適切な情報の収集や発進が課題です。

具 体 的 な 取 組 み

● 情報の収集と情報提供の充実

- ① 行政、民間団体の役割を明確にしながら、点訳奉仕員や朗読奉仕員、手話通訳者、要約筆記奉仕員などの人材の養成や派遣の充実を図ります。手話通訳者、要約筆記者の派遣事業については、関係団体と協議し利用者主体の運営を行っていきます。

IT時代にふさわしい人材や、より高度な通訳技術を有する者の養成などに力点を置いた取組みを進めます。情報支援についても、インターネットやデジタル音声情報システムなど、ITを活用した情報提供を充実していきます。

視覚・聴覚重複障害者（盲ろう者）の通訳・介助者の養成と、その派遣の充実に努めます。

○広報等による情報提供を充実します

○だれにでも利用しやすいユニバーサルデザインのホームページの作成に心がけます

○手話通訳者・要約筆記奉仕員の人材養成と派遣の充実を進めます

○携帯電話、ファクシミリなどの障害者のコミュニケーション手段としての活用の促進を図ります

○手話講座の充実を進めます

○手話通訳派遣事業の実施を図ります

○手話通訳者、要約筆記者派遣事業の利用者主体の運営を目指します

○様々な媒体による情報提供の整理調整を行います

○声の広報の配布を図ります

○衣浦東部広域連合による携帯電話による「119番・Eメール」の活用の促進を図ります

IV部 計画における数値目標

第 1 章 計画期間の数値目標

(障害者自立支援法分)

事業名		単位	18年度	19年度	20年度	23年度
1. 訪問系サービス						
居宅介護	時間分		574	611.6	647.2	689.8
重度訪問介護						
行動援護						
重度障害者等包括支援						
2. 日中活動系サービス						
生活介護	人日分 (人/月)		330 (16)	726 (35)	946 (45)	1210 (59)
自立訓練（機能訓練）	人日分 (人/月)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2)
自立訓練（生活訓練）	人日分 (人/月)		0 (1)	44 (2)	44 (2)	66 (3)
就労移行支援	人日分 (人/月)		0 (5)	198 (11)	264 (14)	330 (19)
就労継続支援（A型）	人日分 (人/月)		0 (0)	0 (0)	44 (1)	176 (2)
就労継続支援（B型）	人日分 (人/月)		0 (2)	66 (4)	132 (8)	352 (20)
療養介護	人/月 (人/月)		0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (2)
児童デイサービス	人日分 (人/月)		40 (7)	40 (7)	43.3 (7)	43.3 (7)
短期入所	人日分 (人/月)		79.7 (9)	85.8 (10)	99 (11)	111.5 (13)
3. 居住系サービス						
共同生活援助	人分 (月/人)		9 (9)	10 (10)	15 (15)	19 (19)
共同生活介護						
施設入所支援	人分 (月/人)		9 (9)	23 (23)	30 (30)	33 (33)

第2章 サービス見込み量確保の為の方策

サービスの見込み量確保の為の方策

1. 訪問系・日中活動系・居住系サービス

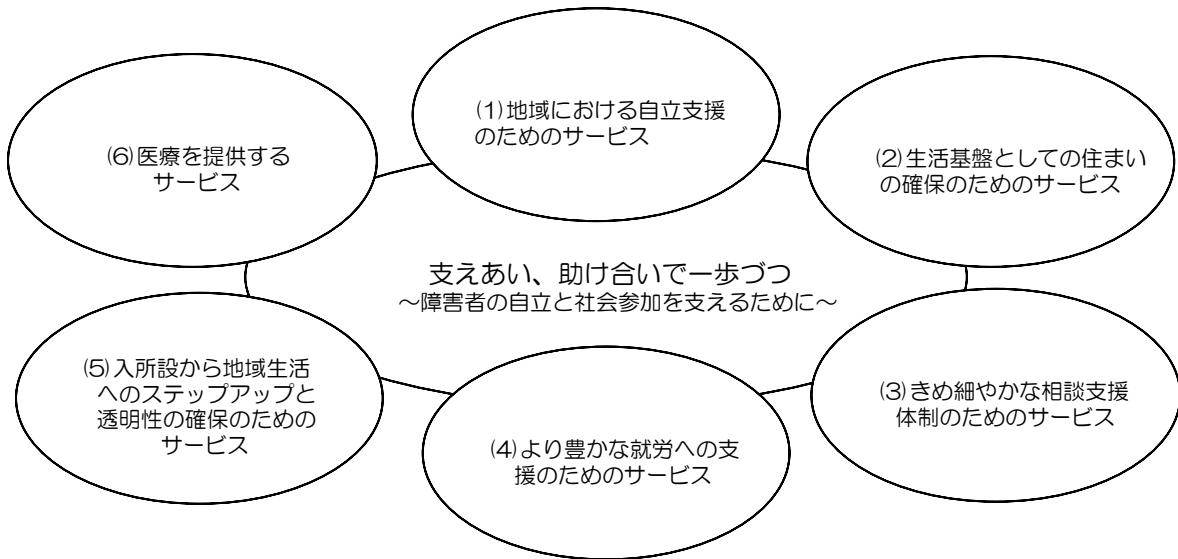
- 訪問系サービスについては、施設から地域生活へ移行する障害者や退院可能とされた長期入院中の精神障害者の地域生活への移行に向けて、日常生活を支える為のホームヘルプサービスなどの提供事業者を拡大し、必要なサービスが提供出来る体制の整備を進めます。
- 日中活動系サービスについては、事業者の動向や利用者のニーズ調査等を踏まえて必要なサービスが提供出来る体制の整備を進めます。
- 居住系サービスについては、施設入所利用者が安心して計画的に地域生活に移行できるようにするために、国県の施策や整備事業の活用また近隣市との連携のもとに施設整備を支援します。

2. 地域生活支援事業

- 相談支援事業については、障害者やその家族からの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するための相談支援の場を確保するため、専門窓口を設置します。また障害者に対する虐待や差別防止にむけて、サービス事業者等関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度の活用等も含め権利擁護を推進します。
- コミュニケーション支援事業については、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、サービスの提供を行います。
- 日常生活用具供給事業については、障害者が安定した日常生活を過ごせるように、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行います。
- 移動支援事業については、適切なサービスを利用することが出来るように配慮するとともに、サービス事業者へ専門の人材の確保及びその資質の向上を図るよう働きかけます。
- 地域活動支援センターについては、障害の特性に合わせた活動の場、方法の拡大および活動内容を充実するよう働きかけます。
- 日中一時支援事業については、必要なサービス量の提供をサービス事業者と連携し確保するとともに質の良いサービスの提供を行います。
- 社会参加促進事業については、障害者の社会参加と自立を目的とし、充実させて行きます。
- その他の地域生活支援事業についても、引き続き充実を図り、新たに必要となる事業が生じた場合には、速やかな対応を図ります。

第3章 障害者自立支援法におけるサービス内容と区分

障害者自立支援法におけるサービス内容と提供サービス区分を示します。



(1) 地域における自立生活支援のためのサービス

【自立生活支援のためのサービス】

サービス名	給付の種類	対象障害区分	旧（既存）体系サービス（例）
▲居宅介護（ホームヘルプ）	介護給付費	障害者（身体・知的・精神）、障害児	支援費制度の居宅介護（ガイドヘルプを除く）精神障害者ホームヘルプ
▲重度訪問介護	介護給付費	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人	支援費制度における日常生活支援に移動介護を追加
▲行動援護	介護給付費	自閉症、てんかんなどの重度の知的障害者・児、統合失調症等のある重度の精神障害者	支援費制度における行動援護など
▲重度障害者等包括支援	介護給付費	筋萎縮性側索硬化症等の極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者	
移動支援事業	地域生活支援事業（市町村）	障害者（身体・知的・精神）	重度身体障害者移動支援事業、リフト付き福祉バス運行事業、支援費制度の居宅介護事業の移動介護の一部
●短期入所（ショートステイ）	介護給付費	障害者（身体・知的・精神）、障害児	支援費制度の短期入所、精神障害者ショートステイ
●児童デイサービス	介護給付費	障害児	支援費制度の児童デイサービス
コミュニケーション支援事業	地域生活支援事業（市町村）	身体障害者	手話、要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳設置事業、手話通訳者派遣事業

▲訪問系サービス、●日中活動系サービス

【補装具等を提供するサービス】

サービス名	給付の種類	対象障害区分	旧（既存）体系サービス（例）
補装具費	補装具費	身体障害者	補装具給付制度
日常生活用具給付（市町村）	日常生活用具給付（市町村）	身体障害者	日常生活用具給付事業

(2) 生活基盤としての住まいの確保のためのサービス

【居住を支援するためのサービス】

サービス名	給付の種類	対象障害	旧（既存）体系サービス（例）
◆共同生活介護（ケアホーム）	介護給付費	介護を必要とする知的障害者、精神障害者・障害程度区分が区分2以上であるもの	グループホーム(知的、精神)、通勤寮(知的)、生活訓練施設(精神)、入所施設
◆共同生活援助（グループホーム）	訓練等給付費	介護は必要とせず、就労しているまたは自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者	グループホーム(知的、精神)、通勤寮(知的)、生活訓練施設(精神)
福祉ホーム	地域生活支援事業（市町村）	住居を求めている障害者（身体、知的、精神）	福祉ホーム（身体・知的・精神）、入所施設、通勤寮（知的）、生活訓練施設（精神）
居住サポート事業	地域生活支援事業（市町村）	障害者（身体、知的、精神）	

◆居住系サービス

(3) きめ細やかな相談支援体制の充実のためのサービス

【相談支援のためのサービス】

サービス名	給付の種類	対象障害	旧（既存）体系サービス（例）
相談支援事業（市町村）	地域生活支援事業（市町村）	障害者（身体・知的・精神）	知的障害者生活新事業、ピアカウンセリング事業など
サービス利用計画作成	サービス利用計画作成費	障害者（身体・知的・精神）	

(4) より豊かな就労への支援のためのサービス

【日中活動を支援するサービス】

サービス名	給付の種類	対象障害	旧（既存）体系サービス（例）
●自立訓練（機能訓練）	訓練等給付費	身体障害者	更生施設（身体）など
●自立訓練（生活訓練）	訓練等給付費	知的障害者、精神障害者	更生施設（知的）、生活訓練施設（精神）
●就労移行支援	訓練等給付費	65歳未満の就労を希望する障害者（身体、知的、精神）	授産施設（身体、知的、精神）、更生施設（身体、知的）

●就労継続支援 (A型)	訓練等給付費	利用開始時に65歳未満の一般企業での就労が困難な障害者 (身体、知的、精神) ①上記の就労移行支援事業により一般企業の就労に結びつかなかった方 ②養護学校を卒業して雇用に関わりつかなかった方 ③就労経験があり一般企業を離職した方	授産施設 (身体、知的、精神)、福祉工場 (身体、知的、精神)
●就労継続支援 (B型)	訓練等給付費	一定の賃金水準の基での継続した就労の機会を希望する障害者の方。年齢が高く、雇用が困難な障害者も対象となります。雇用契約は結びません	授産施設 (身体、知的、精神)、更生施設 (身体、知的、精神)、福祉工場 (身体、知的、精神)
地域活動支援センター事業	地域生活支援事業 (市町村)	障害者 (身体、知的、精神)	デイサービス (身体、知的)の一部、授産施設 (身体、知的、精神)、更生施設 (身体、知的)、精神障害者地域生活支援センター

●日中活動系サービス

(5) 入所施設から地域生活へのステップアップと透明性の確保のためのサービス

サービス名	給付の種類	対象障害	旧 (既存) 体系サービス (例)
◆施設入所支援	介護給付費	夜間等介護を必要とする障害者 (身体、知的、精神)	重症心身障害児入所施設、療護施設 (身体)、入所更生施設 (身体・知的)、入所授産施設 (身体・知的・精神) 等の入所施設

◆ 居住系サービス

サービス名	給付の種類	対象障害	旧 (既存) 体系サービス (例)
●療養介護	介護給付費	医療を必要とし、常時介護を必要とする身体障害者 ①ALS患者など呼吸管理を行っている方で、障害程度区分が区分6 ②筋ジストロフィー患者、重症心身障害者で、障害程度区分が区分5	重症心身障害児入所施設 (年齢超過児) など
●生活介護	介護給付費	常時介護を必要とする身体障害者、知的障害者 ①障害程度区分が区分3 (施設入所は区分4) 以上 ②年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2 (施設入所は区分3) 以上 ※精神障害者へ拡大	療護施設 (身体)、更生施設 (知的) など

●日中活動系サービス

(6) 医療を提供するサービス

サービス名	給付の種類	対象障害	旧(既存)体系サービス(例)
自立支援医療	自立支援医療費	障害者 (身体・知的・精神)	育成医療、更生医療、精神障害者通院医療費公費負担制度
療養介護医療	療養介護医療費	医療を必要とし、常時介護を必要とする 身体障害者	

市町村地域生活支援事業の内容（旧体系事業との比較）

市町村地域生活支援事業（第77条）	旧体系事業（市町村）
相談支援事業等（第1項第1号） （新）・市町村相談支援機能強化事業 （新）・住宅入居等支援事業（居住サポート事業） （新）・成年後見制度利用支援事業 ※一般的な相談支援については交付税措置	<input type="checkbox"/> 障害者地域生活推進特別モデル事業 <input type="checkbox"/> 知的障害者生活支援事業（生活支援ワーカー） <input type="checkbox"/> 地域生活アシスタント事業 <input type="checkbox"/> 家族相談員紹介事業 <input type="checkbox"/> ピアカウンセリング事業
コミュニケーション支援事業（第1項第2号） ・手話通訳者派遣事業 ・要約筆記者派遣事業 ・手話通訳設置事業	<input type="checkbox"/> 奉仕員派遣等事業 （手話、要約筆記奉仕員の派遣） <input type="checkbox"/> 手話通訳設置事業 <input type="checkbox"/> 手話通訳者派遣事業
日常生活用具給付等事業（第1項第2号）	<input type="checkbox"/> 日常生活用具給付等事業 <input type="checkbox"/> 障害者情報バリアフリー化支援事業
移動支援事業（第1項第3号）	<input type="checkbox"/> 重度身体障害者移動支援事業 <input type="checkbox"/> リフト付福祉バス運行事業 <input type="checkbox"/> ホームヘルプサービス事業の移動介護の一部
地域活動支援センター事業等（第1項第4号） （新）・地域活動支援センター事業 ※基礎的な事業については交付税措置	<input type="checkbox"/> 小規模作業所の一部 <input type="checkbox"/> 身障、知的デイサービスの一部 <input type="checkbox"/> 地域生活支援センターの一部 （日中活動支援関係） <input type="checkbox"/> 障害児（者）短期入所事業日中受け入れの一部 <input type="checkbox"/> 家族教室等開催事業 <input type="checkbox"/> 生活訓練事業 <input type="checkbox"/> 本人活動支援事業 <input type="checkbox"/> ボランティア活動支援事業 <input type="checkbox"/> 福祉機器リサイクル事業

以上のような市町村地域生活支援事業（必須事業）の他に、任意事業として訪問入浴サービス、スポーツ・レクレーション教室の開催、自動車運転免許取得・改造助成、奉仕員養成・研修などの社会参加促進事業等があります。今後も、多様なニーズに合った、よりよいサービスの提供に努めていきます。

次に、障害者数の推移や障害者個々のニーズ等に基づいた、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応した平成23年度までのサービス供給量を定め、これに基づいて、障害者の身近な地域での自立支援に向けた取り組みを進めていきます。

V部 計画の推進

計画の推進

1. 各主体の役割

この計画を推進するに当たっては、障害や障害のある人についての理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、障害を持つ人、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組む必要があります。

2. 全庁的な推進体制の整備

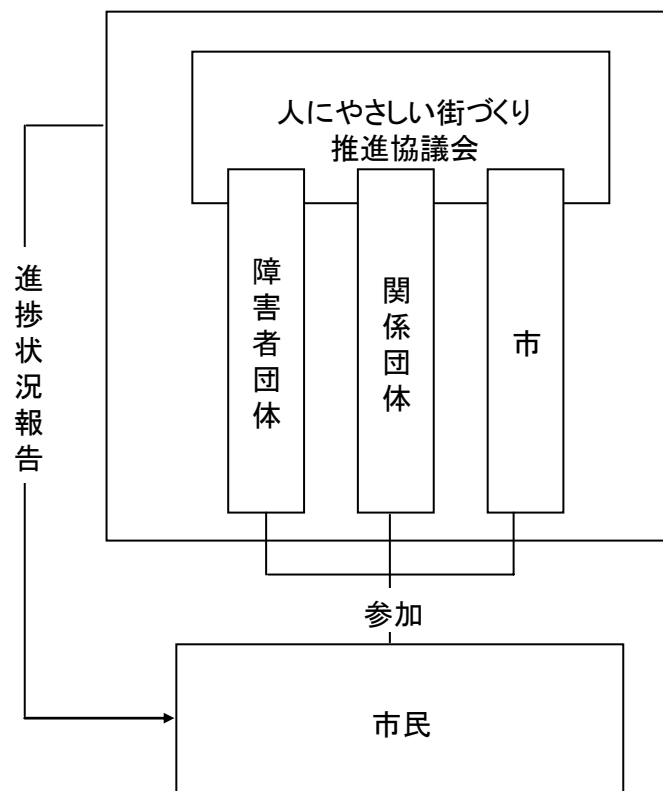
計画の着実な推進を図るため、福祉課を中心として、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境等に関連する部局の連携を一層強化するとともに、一体となって施策を推進します。

3. 計画の管理

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、毎年、計画の進捗状況についての審議を人にやさしい街づくり推進協議会において実施します。

4. 情報の公表

計画の進捗状況については、市のホームページ等で公表します。





VI部 資料編

その1 策定委員会

【人にやさしい街づくり推進協議会委員名簿】

(順不同・敬称略)

役職	氏名	区分	団体名等
会長	蔭山英順	学識経験を有する者	大学教授(障害者計画)
副会長	保田了一	福祉関係等諸団体の代表者	知立市身体障害者福祉協議会
委員	高阪謙次	学識経験を有する者	大学教授(人まち計画)
	松井岳仁	医療関係者	刈谷市医師会知立支部
	清水勇	福祉関係等諸団体の代表者	知立市社会福祉協議会
	野々山千枝子		知立市民生・児童委員連絡協議会
	後藤日出美 (前)新美文二		知立市商工会
	石井信夫 (前)長坂康雄		刈谷公共職業安定所
	関真澄		ボランティア
	後藤直子		知立市手をつなぐ育成会
	鈴木和幸		かとれあ会
	藤澤幸兄		知立市子ども会育成連絡協議会
宮崎忠男	知立市老人クラブ連合会		

(前)は前任の委員

その2 策定の経過

年月日	内容
平成17年度	アンケート調査
平成18年6月29日(木)	人にやさしい街づくり推進協議会
平成18年7月 6日(木)	ヒアリング：知立市身体障害者福祉協議会
	ヒアリング：かとれあ会
平成18年7月12日(木)	ヒアリング：知立市視覚障害者協会
	ヒアリング：知立市聴覚障害者協会
平成18年7月19日(木)	ヒアリング：知立市手をつなぐ育成会
平成18年7月20日(木)	ヒアリング：けやきの会
平成18年9月 4日(月)	人にやさしい街づくり推進協議会
平成18年11月28日(火)	人にやさしい街づくり推進協議会
平成19年2月1日(木)～28日(水)	パブリックコメント
平成19年1月24日(水)	人にやさしい街づくり推進協議会
平成19年3月20日(火)	人にやさしい街づくり推進協議会

その3 用語集

【用語解説】

あ行

●IT

IT [Information Technology]。情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、工業的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法の総称。

●NPO

NPO [Non Profit Organization] 非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称です。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づき、一定の要件を満たした団体で、都道府県等からの認証を受け法人登記を行い法人として活動しているものをNPO法人（特定非営利活動法人）といいます。

●エンパワーメント

能力開化。本来持っている能力を引き出すこと。

か行

●ガイドヘルパー

ホームヘルプサービスのうち、身体障害者の外出時の付添いを専門的に行うホームヘルパーのこと。現行制度では、重度の視覚障害者、脳性まひ等による全身性障害者及び知的障害者が対象になっている。

●グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障害者等が一定の経済的負担を負って共同で生活する形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常生活援助が行われる。知的障害者、精神障害者及び認知症の高齢者について制度化されている。

●ケアマネジメント

地域における障害のある人の生活を支援し、自律と社会参加を促進するため、障害のある人の状態・容態及び本人や家族等の希望に応じて、保健・医療・福祉等の各サービスを組み合わせ、適切な身体的・精神的・社会的なケア計画を作成し、継続的に援助を行うことをいいます。

●軽度発達障害

軽度の発達障害。なお、平成16年12月に制定された発達障害者支援法は、発達障害について、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義している。

●キャリアアップ

より高い資格・能力を身につけること。

●^{ほんりようご}権利擁護

社会福祉の分野では、自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等のために、援助者がその権利の擁護を行うこと。

●更生医療・育成医療

身体上の障害又は現存する疾患を放置すれば、障害を残すと認められる疾患で、確実な治療効果が期待できるものを対象として、必要な手術や治療などの医療費を公費で負担すること。18歳以上の場合は身体障害者福祉法により更生医療が、18歳未満の場合は児童福祉法により育成医療が適用される。

さ行

●在宅介護支援センター

在宅の要介護老人の介護者等に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じるとともに、介護等に関するニーズに対応した各種の保健福祉サービスを総合的に提供できるように市町村やサービス提供機関等との連絡調整を図る機関。訪問等により在宅介護の方法等についての指導、助言等を24時間体制で対応するため、特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院等に併設されている。

●支援費制度

平成15年4月から始まった、障害者福祉サービスの利用の仕組み。「措置制度」においては、行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定していたが、「支援費制度」は、障害者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービスの提供を基本として、事業者との対等な関係に基づき、障害者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する仕組みとされた。

●社会化（福祉の）

福祉を社会全体で進めていく仕組み又はその考え方。

●社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

●授産施設

身体上若しくは精神上等の理由又は世帯の事情により就労することが困難な者に対して、就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とした施設のこと。

●手話通訳者

音声言語・手話間、または異なる手話間を変換して通訳すること、またはその行為をする人(手話通訳者)の事をさす場合もある。聴覚障害者にとって聴者にとっての音声日本語に相当する大切な意志(意思)伝達的手段です。そして聴者と聴覚障害者のコミュニケーションの橋渡しをする重要な役割を担うのが手話通訳者です。

●障害

障害者福祉における「障害」とは、狭義には、人間の心身の機能・構造の低下・異常・喪失を示すものであり、手足のまひ・欠損、目が見えないことなど、医学的・生物学的な「障害」をいう。広義には、こうした狭義の「障害」のある人が就職できない、地域で暮らせない等の生活のレベルでの困難に着目し、狭義の「障害」に伴い日常生活・社会生活を営むのに支障をきたしている状況をも含めた全体像について、「障害」としてとらえるようになってきている。

●障害者週間

平成16年6月に障害者基本法の一部が改正され、12月9日の「障害者の日」が12月3日から9日までの「障害者週間」に拡大された。今後の強調テーマとして、共生社会(障害の有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会)の理念の普及、障害に関する国民理解の促進、

国民一人一人が日常生活や事業活動の中で自ら実施できる配慮や工夫の周知が掲げられている。

●障害者生活支援センター

障害者、特に重度障害者やその家族の地域における生活を支援するところで、在宅障害者の自立と社会参加の促進を図る。具体的には、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、各種情報の提供、専門機関等の紹介などを行っている。

●小規模（共同）作業所

一般就労が困難な障害者の働く場として、障害者や親、支援団体等、関係者の共同の事業として地域の中に設立され、作業及び生活に関する訓練、創作活動等を通して仲間づくりや自立を図る無認可の通所施設のこと。

●ショートステイ（短期入所）

障害者（児）の介護者が病気、冠婚葬祭、あるいはその他の理由により、障害者（児）を介護できなくなった場合に、一時的に障害者（児）が短期間入所（原則7日以内）すること。

●ジョブコーチ

障害のある人が職場に適應することを容易にするための援助を行う者又はその制度。我が国におけるジョブコーチは、国の制度として独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が行うもののほか、地方自治体が独自に行っているもの、民間の社会福祉法人などが独自に行っているものなど様々である。国の制度は、ジョブコーチが職場に出向いて直接的・専門的支援を行うもので、障害者自身に対する支援だけでなく、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適應に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案する。また、事業所による支援体制を整備し、障害者の職場定着を図ることが目的であるため、支援の主体を事業所の担当者に徐々に移行していくものとなっている。

●自立生活

さまざまな面で他人に依存しなければならない重度障害者が、自己決定に基づいて、地域社会の中で各種の福祉サービスや制度を活用しながら、主体的な生活を営むこと。

●身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づき、身体障害者の福祉の増進を図るため、地域の身体障害者の相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、関係機関や関係団体等と連携をとり、援護思想の普及に努める相談員。

●スキルアップ

訓練によって得られる技術や能力を身につけること。

●生活支援拠点

地区の状況にあった国基準の精神障害者地域生活支援センターのこと（B型と言う）。

●精神科緊急医療システム

休日、夜間等における精神疾患の急激な発作や精神症状の悪化等により、緊急に精神科治療を必要とする精神障害者を対象に、適正かつ円滑な医療及び保護を図るシステムです。

●成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、

本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度です。

た行

●ちいきふくしけんりようていぎふ地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者、精神障害者、知的障害者等、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続の援助、利用料の支払等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業。社会福祉法に「福祉サービス利用援助事業」として位置付けられている。

●つうきゅうしどうきょうしつ通級指導教室

小・中学校の普通学級に在籍する比較的軽度の言語障害、情緒障害、弱視、難聴等の児童生徒に対して、各教科等の指導の大部分を通常の学級で行いつつ、障害の程度に応じた特別の指導を特別の教育課程を編成して行う場のこと。特別支援教育の一形態。

●ていさーびすディサービス

在宅の障害者、要援護高齢者等を施設に通わせ、生きがいを高めるため、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導など各種の福祉サービスを提供すること。

●とくべつしえんきょういく特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障害だけではなく、学習障害（LD）、注意欠陥/多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等を含めて障害のある児童生徒の自律や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

●とくべつしえんきょういく特別支援教育コーディネーター

学校内、または福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行う人です。

な行

●なんびょう難病

厚生労働省が指定した特定疾患の通称です。同省の「難病対策要綱」では、

(1)原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病。

(2)経過が慢性にわたり、単に経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重くまた精神的にも負担の大きい疾病としています。

●ノーマライゼーションノーマライゼーション

障害者や高齢者が特別な存在として見られることなく、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

●ノンステップバスノンステップバス

誰でも乗降しやすいように、床を低くして乗降口の階段を極力なくしたバスのことです。従来のバスとの違いは、ノンステップバスは、床下の機材を主に後方部分に集中させることで、床を地上から30～35センチと低くし、乗降口にフラップ（渡り板）を付けることで車椅子も乗降できるようにしたものです。空気圧で車体を下げるニーリング（車高調整）装置がついているものもあります。

は行

●パブリックコメント

国や地方公共団体などの行政が、新たな行政計画等を作成するときに、その案を公表し一般からのコメント（意見）を求める制度。

●FAX110番

聴覚又は音声・言語機能障害者が、ファクスを利用して緊急通報が行えるように、ファクス受信機を県警本部に設置し、事件・事故の早期対応を図るものです。

●発達障害

一般的に、乳児期から幼児期にかけて様々な原因が影響し、発達の「遅れ」や質的な「歪み」、機能獲得の困難さが生じる心身の障害を指す概念。学術的には知的障害(精神発達遅滞)を含むが、一般的には、知的障害を伴わない軽度発達障害だけを指す場合も多い。発達障害児の示す発達の「遅滞」や「ゆがみ」は、決して不変のものではなく、適切な療育により発達を促し、改善していけるものであるとされる。発達障害児が有する特徴を遅滞や歪みとは捉えない考え方・立場もある。

●バリアフリー

障害のある人などが社会生活をしていく上での障壁を取り除くこと。

●ピアカウンセリング

ピア(peer)は「仲間」、同じものを共有する人を意味する。障害者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害者の相談に応じ、問題の解決を図ること。

●ピアヘルパー

ピア・ホームヘルパー。障害者が障害者のために仕事として生活支援を行うことをピア・ホームヘルプといい、それを行う者。

●福祉的就労ふくしてきしゅうろう

授産施設や小規模（共同）作業所で働くことをいう。自立、更生を促進し、生きがいをつくるという意味合いがある。

●ホームヘルパー

重度の障害者や高齢者等の家庭を訪問し、日常生活の世話をを行う者のこと。具体的には、食事介護、排泄介護、衣類の着脱介護、衣類の洗濯補修、住居の掃除、生活必需品の買物、関係機関との連絡、生活や介護に関する相談や助言を行う。

ま行

●メール110番

聴覚又は音声・言語機能障害者が、携帯電話の電子メールやパソコンのインターネットを利用して緊急通報が行えるように、専門のパソコンを県警本部に設置し、事件・事故の早期対応を図るもの。

ら行

●リハビリテーション

心身に障害を持つ人の人間的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいう。リハビリテーションには、医学的、心理的、職業的、社会的各分野等があるが、障害者の人間的復権を図るためには、それらの諸技術の総合的推進が重要である。

●療育指導^{りょういくしどう}

心身に障害のある児童又は機能障害を招来するおそれのある児童を早期に発見し、早期に適切な治療上の指導をして、その障害の治癒又は軽減を図るために必要な指導のこと。

●レスパイトサービス

介護を要する高齢者や障害者を一時的に預り、家族の負担を軽減する援助サービス。

●ユニバーサルデザイン

平成14年12月に策定された国の障害者基本計画では、「バリアフリーは障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義しています。

●要約筆記者^{ようやくひのきしや}

所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障害者のために要約筆記を行う人です。要約筆記とは、聴覚障害者のための意志疎通を図る手段のひとつで、話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障害者に伝達するものです。